

平成20年8月29日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	嶋 澤 達 也
9 番	花 畑 奈知子	10 番	佐 野 芳 彦
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前9時59分）

○議長（北川嘉明） 平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）第2日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第4回太子町議会定例会（第414回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（北川嘉明） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、清原良典議員。

○清原良典議員 皆さんおはようございます。清原です。

ただいまより一般質問に入らせていただき

ます。

まず、先月7月に今後4年間の“和のまち太子”のかじ取り役を決める町長選挙が行われ、首藤町長は有権者の高い支持を受け見事に再選されました。多くの太子町民の方々が過去8年間の実績、そして豊かな識見をお持ちの首藤町長に対し高い評価と期待の大きさのあらわれであると感じております。首藤町長には今後ますますご健勝で、町民生活の向上に向かってご活躍されますよう心から祈念申し上げます。

さて、太子町は首藤町長のもと単独路線を選択し、町内の大企業の誘致も今のところご縁がなく、そのような状況の中で地方交付税等々の減額により厳しい財政状況のもとで運営をされていくわけですが、就任当初より思いやりと優しさあふれる町へ、さらに元気で生き生きとした健康な町を実現するとのスローガンを掲げられ、職員の皆さんと一丸となって取り組みたいと述べられ、選挙公約として、1つ、庁舎建設問題、2つ、給食センター建てかえ問題、3つ、町施設の耐震化改修問題を上げておられましたが、幾ら財政に明るい首藤町長であろうが、これだけ厳しい財政難の中、公約実行をどのように進めていけるのか具体的な方法をお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 清原議員のご質問にお答えしたいと思います。

本町の財政見通しにつきましては、歳入面では減少または横ばいという予想される中で、歳出面ではこれまで進めてきました基盤整備等による起債償還のピークを迎える、また少子・高齢化の進行等による社会保障費等の増加が見込まれておるところでございます。非常に厳しい財政状況が続くことは十分認識いたしておりますが、そのような中で平成17年から19年度取り組んでまいりました第3次太子町新行政改革大綱につきましては、107項目で約11億9,000万円の行政効果が上げることができました。

またさらに、本年4月から第4次太子町新

行政改革大綱をスタートさせまして、81項目で約19億9,000万円の効果額を目標設定いたしましたして自主財源の確保に努めまして、最少の経費で最大の行政効果を得るスリムで効率的な行政運営を推進していきたいと考えております。

また、行政評価等を用いまして各事業の方向性等も明確化していきたいと、このように考えております。

その中で重点事業でございます第1点目の庁舎建設問題でございますが、役場内部におきまして検討委員会を立ち上げ、そして建設手法でございますPFI方式、またリース方式等さまざまな観点から検証し、建設位置も含めた計画づくりに取り組みながら町民の皆様に対する影響も、これは大きいものと考えております。多方面にわたる慎重な検討が不可欠であることから、現状の把握をしながら新庁舎のあり方、規模等につきましても、やはり町民の皆様からのご意見もお聞きしていきたいと、このように考えているところでございます。

そして、2点目の給食センター建てかえ問題の件でございますが、平成19年度に作成いたしました整備基本構想を参考とさせていただきながら最善の方法で子供さんたちに給食が提供できるように建設位置や事業手法といたしまして従来方式、PFI方式、またリース方式、そしてデリバリー方式、そうしたさまざまな観点から検証いたしまして、財政計画とあわせながら慎重に結論を出していきたいと、このように考えております。

次に、3点目の町施設の耐震化問題でございますが、太子町耐震改修促進計画に基づいて順次耐震診断を実施し、現在の町施設の耐震化率は45.3%でございます。平成27年度までに92%を目標といたしまして順次整備をしていきたいと、このように考えております。特に教育施設を最優先に補助財源等を確保しながら整備をしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長（北川嘉明） 清原議員。
- 清原良典議員 町長の行政手腕に大いに期待します。

現在太子町においても職員、庁舎内、関係施設すべてで無駄の排除に努めておられますけども、まだまだであると思います。確かに努力にも限度がありますけども、一層の経費削減を図っていただきたいと思います。

続きまして、受動喫煙の防止について質問させていただきます。

平成15年5月に健康増進法が施行され、この健康増進法25条を太子町全町、そして役場庁舎を含む全庁に展開すべしという立場からこの質問をいたしました。この25条には、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について受動喫煙、すなわち室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされることが、これを防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、この法律は今まであいまいであった受動喫煙の被害の責任をたばこを吸う人ではなく、その場所を管理する事業主としたものです。現在首藤町長を初め多くの管理職が喫煙されておりますが、この下の自動販売機の前、そして財政課の前ではたばこを吸っている姿をよく見かけますが、余り美しい光景ではありません。ほかの公共施設においてもほぼ同様の光景ではないですか。

また、失礼ですが、町長室は聖域になっていませんか。町民の大きな期待の中再選された首藤町長、あなた一人の体ではないのですから、この際率先して禁煙されてはどうですか。

お隣の姫路市では本年4月1日より大手前通りを含む姫路城周辺での路上喫煙を禁止され、違反者には過料を科すこととなりましたが、町長は受動喫煙の危険性をどのように理解されておられるのかお尋ねします。

また、この際圓尾教育長にもお尋ねいたし

ますが、今全国的に学校内での子供たちへの受動喫煙防止のため学校敷地内での全面禁煙に多数の学校が実施されているという実態があるわけですが、太子町内の学校並びに教職員にはどう指導されておられるのか。生徒の前でも平然と、また運動場でもくわえたばこの姿を見かけるとの声もありますが、お尋ねをいたします。

禁煙対策で、特に民間への対応ですが、とりわけ町の職員のモラル、非常に影響が大きいと思います。職員は庁舎内あるいは出先機関の建物内だけでの行動ではありません。庁舎を出て、あるいは出先機関を出た際の行動は我々議員も同様に十分注意をして町民の模範となるべき率先して受動喫煙の防止に努めるという姿勢がなければならないと思います。町職員の喫煙光景は当然のごとくほぼ同じ人間に限られており、1回10分の喫煙を1日6回行くと、毎日1時間その場所にいることになります。1カ月で22時間、1年では264時間、33日の勤務分、すなわち喫煙しない職員に対して1カ月半分の時間をその喫煙場所にいることになります。

大変耳の痛い話ですが、今月茨城県牛久市では昨年4月に午前、午後、各15分ずつ認められていた休息時間を廃止し業務の効率アップを図りましたが、その効果もなく、仕方なく住民サービスアップのため勤務時間中の喫煙を全面禁止にされました。そして、喫煙できるのは昼休み時間に限られ、それ以外は喫煙場所でもたばこを吸うことはできない。この市によると、勤務時間中の喫煙を自粛するように通知を出しても徹底されなかったため、やむなく全面禁止に踏み切ったそうです。本町ではこのようなことはありませんか。そして、茨城県牛久市のように住民サービスアップのため対策はとらないのか。さらに、太子町の健康増進計画はどのようになっているのかお尋ねをします。

- 議長（北川嘉明） 生活福祉部長。
- 生活福祉部長（丸尾 満） 通告に基づきまして太子町の健康増進計画につきまして私

のほうからご答弁申し上げたいと存じます。

今清原議員からおっしゃいましたように、たばこの副流煙によりますところの非喫煙者がたばこの害にさらされるといったことを防ぐために職場、公共施設での喫煙、分煙を進めていく必要がございますという法律にもそれを記されておるところでございますが、本町ではその健康増進計画といたしまして、太子町地域保健推進計画を平成15年に策定をいたしまして公共の場や職場での禁煙、分煙を働きかけておるところでございます。

具体には、目標といたしまして職場で禁煙または分煙を実施している割合、調査当時平成14年でございましたが、本町では大体59.1%といった数字がございますが、目標値を70%ということで推進を図るということにいたしております。目標年度が平成24年度ということでございますが、具体にはたばこの害の及ぼす影響の情報提供、特に広報を中心としての啓発的なものになるんですが、また、あと妊婦さんの禁煙教育といったことがさわやか健康課のほうで実施をされておるところでございますが、具体的に触れました25条の関係の各施設といいますが、その管理する者に対する指導云々につきましては別途兵庫県労働局のほうから推進をされておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 学校の教育委員会関係の件についてお答えします。

方針なり趣旨は今丸尾部長が申した同じような方針なんで、その弁は省きます。

社会教育施設においては各施設とも館内は禁煙として受動喫煙の防止に協力をお願いしているところであります。ただ、文化会館におきましては催し物などの利用形態から会館の雰囲気等を考慮して喫煙場所の指定と喫煙機器を設置し、たばこを吸わない方々へ配慮を行っているところであります。

一方、教育施設、4幼稚園、4小学校、2中学においてはすべて敷地内全面禁煙といた

しております。ただ、今清原議員がご指摘されました先生の実態、たまにそういうことを聞きます。今後はそういう先生については、今も今までもやってきとんですけど、校園長会を通じて、校長、園長を通じて、園のほうはだれも吸わないんですけど、禁煙のほうに向かって努力していきたいと思えます。

なお、多数の方々が来園、来校なさる長時間の行事、例えば運動会などにおいては場所を指定、従来より運動場の校門の外で吸っていただくような方法をとります。そういう点で今後も努力していきたいと、そんなふうに思えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 私の体のことまで気を使っていたきまして……

（清原良典議員「気遣うて寝られへんわ」の声あり）

ありがとうございます。

ご承知のとおり、私もヘビースモーカーでございます。そうした中でできるだけ本数も少なくしていこうということで、今大分半分以下に減ったという現状でございますが、そうした中で町長室は来客、お越しになった方がたばこをお吸いになるということであれば、私も吸わせていただいております。できるだけ本数等は少なく気をつけていきたいなと、このように考えておるところでございますが、やはり一般的に町民の皆さん方にご迷惑のかからないような方法でもって吸わせていただきたいなと、このように思えます。

反面、今おっしゃってますように、そしたらどこで吸うんかということになりますと、なかなかこれも今全面禁煙をせよという指示も出しにくいところでございます。法的にそうした問題はございませんので、その中でまた私が外へ出ていったらたばこを吸っていると、町長たばこ吸ってるやないかいというふうなことにもなりかねませんので、そうしたところは十分配慮しながら考えていきたいな

と、このように思うところでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 この茨城牛久市のように、一度にこういうふうな対策も無理とは思いますが、目指していただきたいと思います。

続きまして、ごみの減量化について伺います。

毎回毎回議会が始まればごみ収集の請負が高い、独占でやる、揖龍衛生事務組合の負担金が高過ぎるとの議論が絶えません。これだけ厳しい財政難の中、当然のごとく無駄遣いはもとより支出の削減努力は当たり前のことです。合併協議会離脱後より共同運営されている組合等では太子町に対して大変風当たりがきついに思われますが、堂々と折衝していただきたい。

昨年の決算委員会において建設業法違反の業者の件でかなり時間を割いて議論をしたことがありましたが、そのときに同じくごみ収集の件、エコロの負担金の件も同じく議論を闘わせた実態があります。その際に町長並びに副町長もお答えになっておられますが、少しでも安価になるよう努めていきたい、十分詰めをし、検討し、ご指摘の件は反映していきたいと答えられました。あれから1年たちました。どのように交渉され、どう反映されたのか伺いをいたします。

私も今年エコロの局長、そして所長と話をしたのですが、言われてました、負担金を下げる方法はあると。1つはごみ収集時間を午後3時ぐらいまで延長してくれと。そして、2つ目は量を減らすことですと答えられました。ごみ収集業務を競争入札にするだけで3割から4割は確実に削減できますが、これにはどうも前向きに動こうとされません。とすれば、町民の方に納得をしていただいて3時ぐらいまで辛抱してもらってはどうか、当然安くなるんですから。必ず了解はしていただけたと思います。たつの市より4割から5割もこの単価は高いんです。

そして、ごみの減量化にみんなで努めましょ

う。今年の7月初旬より収集ごみの中から利用価値のあるものをエコロショップと称し催しを開催されていると聞きますが、これはあくまで一つの催しだけであって、太子町には還元されません。昨年、普通ごみの実績が8,910トン、資源ごみが約1,200トン、粗大ごみが約700トン、これ資源ごみなんかほとんど売却すれば数千万円の収益です。粗大ごみの中にも収益の上がるものが多く含まれているし、普通ごみもこの際スーパー等と協議をして、レジ袋の有料化に踏み切ってはいかがですか。

先日、和歌山県がごみ減量と地球温暖化防止の取り組みとして富山、山梨、沖縄に次いで4例目で来年よりレジ袋を有料化すると発表されました。太子町はおかげさまで年々人口が増えております。今のうちに英断を下し、レジ袋の有料化に向けて努力されてはいかがでしょうかですか。

そして、もとに戻りますが、資源ごみとされるものは出してはならないと決め、各地域並びに連合自治会と連絡提携し集団回収の推進、所によれば、町の所有地があればそこに収納ボックスを置き、家庭で置ききれない方はそこへ持っていく。そうすることによって揖龍衛生への負担金は大きく削減され、その推進自治会には削減された負担金の一部を補助する。一石二鳥と思われそうですが、仮にこうすることにより補助金削減にどの程度の効果が出ると算出されますか。

また、太子町として何ら規約を設けていなかった資源ごみ、粗大ごみの持ち帰りの件ですが、判断の当てにしておられた東京都世田谷区の資源ごみの持ち帰り事件の最高裁判決が先月7月にありましたが、ご存じとは思いますが、リサイクル条例違反の有罪で罰金20万円の判決が決定しました。いつもあやふやな答弁を聞いてきたように思いますが、きっちりとした規約を設け対処していただきたいと思いますが、伺いをいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ごみの減量化

につきまして今ご質問がございましたんですが、やはりこのごみの減量化といいますのが、今議員おっしゃるとおりでございます、我々もその取り組みをいろいろ考えるわけでございます。

具体的に今資源ごみの集団回収についての質問がございます。本町ではPTA、自治会、子供会等各種団体によりまして集団回収によりますところの回収を行っていただいております。19年度におきましては約1,356トンの量が出とります。これらは資源として回収をされておるんですが、それ以外にも通常の粗大ごみ、大型ごみの日に出される資源ごみといったものはたくさん量が出ております。

今清原議員から具体的に自治会と連携を図ってということですが、確かに自治会ごとに集団回収をしていただきますと、その自治会の収入になるとともに大型ごみの日に出される資源ごみの量が減るということは明らかでございますが、一方それをしていただく自治会の負担が増えるといったことが出てまいります。また、回収業者の方々との日程調整等も綿密にやらなければならないということでございますから、町のほうから一方的にやってくださいといったこともなかなか現時点では難しいでございますので、このあたりのことを十分認識をいたしまして、自治会ともう一度協議をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

また同時に、レジ袋についてでございますけれども、先の定例会においても質問が出たところでございますけれども、本町内の各業者さんと一度協議の場を設けるということでお答えをいたしました。まだ、その一堂に会した協議は持っておりません。個々にそれぞれ昨年実施をした試行の中でお話をした経緯もございますが、やはり若干の温度差がございました。これも基本的には事業者の方が実施をしていただくということでございます、それをまとめていくということにつきましては近隣では相生市さん、それからまたた

つの市さんが実施をされておまして、お隣の姫路市さんでは協議会を設けて今協議中ということでございますので、前回お答えしましたとおり事業者の方と協議を行わなければならないというふうに思っておるところでございます。

それと、こういったことで取り組みばどれだけの負担金の額に影響ということでございますけれども、1点目の自治会の回収をお願いしたということで考えますと、これについては今現在も大型ごみで資源化を図れるものにつきましてはエコロのほうからそういった回収のほうへ回しておりますので、そういった焼却処分の費用というのは今現在も直接的には発生をしておりませんから、具体的に額をといえますとちょっと出にくいというふうに思います。

ちょっと話は変わりますが、今減量化に向けて本町の消費者協会、また消費者モニターさん等々をお願いをいたしまして堆肥化の試みを行っております。これが住民の皆さんに広がるということであります、そういった生ごみの排出量が減少がされるのではないかといいことで、それをもとに試算をいたしますと、大体全世帯の1割のご協力を得られると仮定、前提をいたしまして、大体処理費に650万円ぐらいに換算されるのではないかなあという数字をはじいております。この今試みとなっておりますのが、段ボールコンポストによる生ごみと廃油を処理をするといったものでございます。1つの段ボールポストで約3カ月間、生ごみ約30キロと廃油約2リットルの処理ができるということで今試行をしていただいておりますというところでございます。

それと、裁判所の判決の件のお尋ねが今通告にはなかったんですが、ございました。これについては委員会等でもお答えをしたかと思うんですが、エコロ、またたつの市さんと一緒に考えていきたいということで、そういった連絡調整会議等々でお話をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

す。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 町長、副町長、どちらかない、エコロの話し合いの。

町長。

○町長（首藤正弘） このエコロの問題でございますが、負担金等々の削減というところは私も十分承知いたすところでございますが、まだそうした中やはりこれは町民の皆さん等々とも十分協議を重ねていかなければ収集時間の延長等々も煮詰まっていけないと、このように思うところでございますし、逆にもしその集積場が自分の家の前にあったときやなんかどういふうに感じられるか。やはり今現在のところは今の方法でやっていただきたいという声が自治会のほうからはたくさんあるところでございまして、そこらは十分慎重に煮詰めていかなければ集積場所の確保等も難しいと思います。しかし、これからそうしたところはいろいろ懇談会等々の中でも私も提言していき、慎重に町民の皆さんのご意見を吸収しながら対応をさせていただきたいと思います。

また反面、私もつい最近でございますが、エコロのほうにお願いしましてあすかまつりか何かの機会をとらえてリサイクルの還元、そうしたことを町民の皆さんにも太子でもやっていただいてアピールしていただき、少しでもそうしたごみの減量化、また資源の再利用というようなことも町民の皆さんに認識していただく必要があるんじゃないかというところで今交渉を進めているところでございます。慎重に対応をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 先ほど部長のほうから650万円という数字が出たわけですが、それ以上に削減効果は出ると思っております。ともに努力しましょう。

続きまして、ポイ捨てごみの犬のふん害について質問します。

私が昨年議員になって以来何度となくこの場で発言させていただいた話題ですが、町内至るところでたばこのポイ捨て、ごみの散乱、犬のふんの放置が目についております。先ほどの話の中で姫路市さんでは今年4月1日からたばこの喫煙行為禁止とともにたばこのポイ捨て、ごみのポイ捨て禁止条例ができ、2万円以下の罰金も科せられると決まりました。滝野社町の加東市におきましても本年平成20年1月1日より施行されております。全国津々浦々まで多くの自治体で犬のふん害防止条例が制定されており、古くは昭和30年代初期より条例制定されておることも確認されております。私の自宅にも電話とか手紙とかいただいた経緯があり、自治会長さんをお願いをし回覧をしたわけですが、やはり効果は出ました。しかし、少したてば、またふんが放置されている。たび重なる啓蒙啓発活動が大事であることには違いないのですが、多くの声がきっちりとした規則を決める、罰則を設けた条例をつくれとの声が本当に多いことは疑いのない事実です。

今素案をもって同僚議員の意見を聞き、そして当局と協議を行い、一日も早い上程となり施行される日を決定し、町民のモラルの向上、美化意識の向上、清潔で美しいまちづくりと快適な生活環境の確保が早急に求められています。たばこのポイ捨てが平気で行われ、犬のふんが平気で放置されているは“和のまち太子”にふさわしくありません。きれいな町に住みたい。だれもが望むことです。対策をお伺いします。

そして、12月ですか、全町民参加のクリーン作戦、あの事業をもっともっと回数を増やしてはいかがでしょうか。例えば、3月に1度とか、きっときれいになると思います。そうすることにより町民の意識も向上し一人ひとりの責任も出てくると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） たばこのポイ捨て、犬のふん害についてでございますが、

犬のふん害につきましては今現行の条例にもございます。この条例に基づいての一連の広報啓発事業を行っておるところでございます。立て看板の設置によります啓発、また自治会回覧によります飼主モラル向上を求めた啓発を行っておるとともに、今議員がおっしゃいましたように、12月には全町挙げてクリーン作戦によりまして町内全域のごみを収集して清潔で美しい町を目指そうということでそれぞれ住民一人ひとりの美化意識の高揚につなげておるところでございます。

一部そういった罰則、罰金ですか、そういったことも今おっしゃっておるわけですが、犬のふん害につきましてはもう既に兵庫県の条例がございまして、俗に言います上位条例がございまして、罰金云々につきましては兵庫県条例の適用ができるということでございます。一般の一連の町の責務、施策としましては今の現行条例でもって我々はやっておるということでございます。今後一層の啓発のための事業を推進したいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 また、協議させてもらいます。

続いて、中国四川省大地震では学校施設に想像を絶する甚大な倒壊被害が出ました。多くの児童・生徒が生き埋めになり、学校施設の耐震化の必要性が大きくクローズアップされております。一時期建築基準法違反による姉齒問題で多くの国民が敏感になった時期もありましたが、虚偽事件の続発で影が薄くなったところへこの震災。国においても国内の公立小・中学校の校舎などの耐震化を加速させるために国庫補助率の引き上げや関連予算等の対策に着手したと報道されておりますが、今現在太子町における耐震化率は50%と兵庫県下平均の64%を大きく下回っている現状からお伺いをいたします。

本町の教育施設で昭和56年以前に建築され

た耐震診断が必要とされている施設は何力所で、耐震診断結果による改修の必要な施設を緊急度別にお伺いをします。

2つ目、耐震診断の結果、震度6強の地震で倒壊のおそれがある施設は何力所あり、またその耐震化の工事を含む本町の耐震化のための学校施設整備の方針をお伺いします。

3つ、災害時地域の防災拠点としての大切な役割を担う学校の耐震化は待ったなしの重要な問題です。防災施設として指定されている施設で耐震化が必要な施設はあるのかお伺いをいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

教育施設の耐震化についてでございます。

学校施設は児童・生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、施設の安全性の確保は極めて重要であると認識をいたしております。最近に発生いたしました地震による被害状況からも学校施設の耐震化の推進を図るべきと考えております。耐震化を進める上においての前提となる耐震診断は小学校、中学校とも実施をいたしております。

まず、施設の現状でございますが、小学校、中学校の全体の棟数は24棟ございます。耐震診断対象となる昭和56年以前の建築の棟数は12棟でございます。この12棟について耐震化が必要でございます。構造耐震安全指針、いわゆるI s 値によります分類によりますと0.3未満、これが2棟で、0.3から0.6、これが10棟でございます。学校施設の耐震性を早急に確保する必要から地震防災対策特別措置法が一部改正され、大規模な地震、震度6強以上の地震による倒壊または崩壊する危険性が高い、今言いましたI s 値0.3未満の施設への補強工事について補助率の引き上げ、地方財政措置の拡充が図られたところでございます。本町におきましても、まず構造耐震指標I s 値0.3未満の建物への整備とし

て補強改築工事の取り組みを考えております。

なお、施設の利用形態や構造上の関係等も考慮して耐震化工事、関連工事の取り組みを財政状況等も加味し、順次実施したいというふうに考えております。

次に、整備の方針ですが、地震に対しまして倒壊または崩壊する危険性が高いとされるⅠs値0.3未満、この2棟の建物への取り組みといたしまして1棟、斑鳩小学校の体育館、屋内運動場ですけれども、これについては改築工事、またもう一棟の龍田小学校の西棟、これにつきましては補強の工事を計画いたしております。

今後の取り組みといたしましては、地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される事業として事務手続、事業をする上での診断評価を行ってまいります。そして、耐震化事業計画としてⅠs値0.3未満への建物への優先的取り組みはもちろんのこと、Ⅰs値0.3から0.6の建物についても各学校施設の構造、配置の問題からも検討を重ね整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私のほうからは一番最後になりますが、防災拠点としての今後耐震化が必要な施設はどうかというお尋ねに対しましてお答えをしたいと思います。防災施設指定ということから避難所とほぼ近い感じでございますので、避難所について申し上げたいと存じます。

今町が指定しております避難所といたしましては、今先ほど答弁がございました教育関係施設、各幼稚園、小学校、中学校、それから太子高校がございます。それ以外には各公民館、また太子町役場、南総合センター、保健福祉会館、町民体育館、文化会館、子育て学習センター、それから斑鳩保育所というふうになっておりますが、これそれぞれにつきましては、先ほど前の質問で学校関係が詳し

くご答弁がございましたので、公民館以下につきましてお答えをしたいと思います。この中で耐震化が必要な特定建築物と申しますと、役場、中央公民館、町民体育館の3カ所でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 本当に早急にかかっていたきたいと要望します、あした起こるとも、いつ起こるとも分かりませんし。

少し話はそれますが、先日うちの愛犬が亡くなったんですが、6月の末に悪性腫瘍が分かり、2カ月もつかなということだったんですが、この2カ月の間にうちの女房もがんの疑いありで検査入院し、もう結果が出るまでも家の中はもう暗い暗い、冗談言うても陰が立つし、8月8日に良性ですと言われほっとしたんですが、愛犬は前日の8月7日に亡くなりました。このように2カ月もの間心の準備期間があっても悲しんで、犬であっても涙を流し、耐震補強されていないがために朝送り出した子が不意の震災に見舞われて校舎の下敷きになるなんて想像もできません。どうぞよろしく願いいたします。

最後ですが、NPO関係のことで質問いたします。

今年4月に太子町内に1947年、昭和22年生まれ、八幡副町長と同じ年ですか、この団塊世代の方々が17人集まりNPO法人が設立されました。このネットワーク太子の風は住んでよかったと思えるまちづくりをテーマに活動を始められ、エネルギーに活動されておられます。先日、知り合いの方もおられるということで一体どんなおっさんらかなどのぞかせていただいたところ、元気な脂ぎった嫌みのない、そして非常に熱いものを感じました。昨年、私は経営しておった建設会社を手放し、“和のまち太子”に恩返しというフレーズで議員になったわけですが、行政の中が見えてくるたんびに何と理不尽な世界だなあと自分に嫌気がさしておりました。そんな中話をさせていただき、久しぶりに明るさを

感じました。この小さな太子町にも約六十幾つかのボランティア団体もあるらしいのですが、この風の方々は地域活動の力強い担い手となることも期待されております。メンバーの方々はあらゆる職種にわたり、また経営手腕にもたけ多士済々です。今自分を育ててくれた太子に役立ちたい、恩返しをしたいとの熱い思いで日に日に知恵を絞っておられるようですが、行政としても単に町民活動の促進や行政に都合のよい協働に終わることなく、役所、公共サービスの担い手として今後どうあるべきかを根底から見直さなければならぬよい機会だと思われませんが、今後これらNPOの参画と行政との協働についてお尋ねをいたします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） NPOの関係でございますが、本町におきましては社会福祉法人などの公益的な法人、また自治会などの団体等と密接な連携をとりながら現在町政を進めております。このような既に協働関係にある団体に加えまして、このNPOとの協働が今日の自治体にとって新たな課題ということが浮上しております。NPOには住民ニーズや地域の課題、先駆的に取り組み政策提言などを行うことによりまして行政や企業の提供には向かない、または対応が難しい住民サービスを多様に提供することが期待されております。

NPOと行政との協働関係を進めるためには、NPOがその活動理念や社会的役割におきまして企業や行政と異なる価値観や機能を持つことを理解し、自発的公益性や非営利性などの独自性を生かせるように過剰な関与や安易な支援の関係に陥ることなく対等な協働関係を実現することが重要だと考えております。

太子町には現在登録されておりますNPOは3団体ございます。既に今年度より、先ほど清原議員のほうから申しております太子の風、これにつきましては産業経済課で実施しているサツマイモオーナー事業を協働で現在

取り組んでおります。今後も町政への住民参加及び事業の内容によりましてNPOに打診するような内容がございましたら、そういったものを含めまして行政との協働によるまちづくりなどを推進するための仕組みづくりに一層取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 清原議員。

○清原良典議員 “和のまち太子”のその住みよいまちづくりに貢献していただける団体さんには補助金なども検討していただいて、ともに喜び合えるまちづくりをしていただきたいと望みます。今後ご検討いただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 おはようございます。中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

過日先月太子町町長選挙が行われまして、首藤町長にあられましては3期目のいよいよスタートになったわけです。質問ではありませんが、私の考えるところをひとつ述べてみたいと思います。

今後4年間の首藤町長の大事な使命と責任といいますが、は考えるに細かいいろんな福祉とかいろんな問題あるんですけども、1つは東芝の工場跡地誘致の問題、これが一つ大きな問題だろうと思います。2点目は、先ほど清原議員からもご質問ありましたように、庁舎建設。新庁舎というのは当然防災センターの機能も兼ねるわけですから、今の庁舎では当然防災センターの機能は不可能だと、そういうに考えておりますので、この2点は今後4年間で町長が果たすべき使命と役割ではないかなと、そういうに私自身感じておる次第でございます。

では、一般質問に入らせていただきます。

いよいよ2011年7月24日には現在のテレビ

放送がすべてアナログから地上デジタル放送に移行してまいります。そうすると、現在のアナログテレビでは映らなくなるわけで、特に問題になってくるのが教育施設におけるテレビがどうなるかというのが重要だと思っております。町内の各小・中学校及び幼稚園には大抵1クラスずつに1台はテレビがあると思います。それを使って視聴覚のそういう勉強をしていくわけですが、ほか公共施設、あるいは町内、庁舎内にもテレビ等あると思うんですが、それについてお聞きしたいのが1点目、今現在その台数として何台あるのかと。

2点目として、その中で既にもう地デジに移行したものがあのか。今後当然地デジに移行しようと計画されておられると思うんですが、その台数についてお聞きしたいと。

3番目、今後地デジ対策するときにはアンテナそのままチューナーを取りつけるのか、それとも全く地デジ対応のそういうテレビに変えてしまうのかということと、そしてその地デジ移行に対してその予算としてどれぐらいを考えておられるのかということをまず初めに質問いたします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、現在のテレビ台数と地デジ移行予定台数ということでございますが、現在のテレビ台数につきましては出先機関、教育施設も含めまして212台でございます。そのうち地デジ対応したものにつきましては2台のみであります。今後の移行予定台数につきましては現在整理しているところでありまして、経費を伴うものであり、今後のテレビ利用の頻度を見きわめながら移行台数の判断をしていきたいと考えております。

それと、地デジ移行の際のチューナー取り付けか、それとも地デジ対応テレビを購入するのかということでございますが、地上デジタル対応テレビへの置きかえにつきましては多額の費用を要します。したがって、テ

レビ本体の置きかえは老朽化したものに限定してやりたいということで、基本的にはチューナー取り付けで対応したいという考えでございます。

それと、移行の予算措置の関係でございますが、現在の価格でチューナー1台につき約1万円程度ということを知っております。したがって、アンテナや配線の改修が必要であれば別途費用がかかりますが、移行の方法や台数、スケジュール等につきましてはテレビの置きかえとあわせて調整中ということでございますので、方針決定後は業者より見積もりを徴しまして、予算措置が必要なものであれば措置をしていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

いよいよデジタル放送開始まで3年を切りました。特にデジタル放送というのはただ単にテレビを見ると、今までのそういう感覚よりもむしろテレビを使っているいろんな情報を得たりすることができたりすることで、特に一般人というよりも教育施設の教育現場におけるそういう地デジの効果というか、それは多分大きいものがあるだろうと思うんです。それに対して今後とも、また特に視聴覚教育において有効な活用方法をまた今後対策をいろいろ考えておられると思うんですが、またよろしく願います。これについては、また委員会等でじっくりお聞きしたいと思います。

2番目は、今度地籍調査についてでございます。いよいよ地籍調査が米田より開始されますが、今後の計画、スケジュールについてお尋ねをしたいということです。

地籍調査いいものは、境界と各筆の面積を確定していくわけですが、まずその米田から始めたというその地理的な関係性ですけれども、これは通告にはないんですが、自分自身がよく考えるに、まず山があったら大変だろうと、そういうのをまず1点

考えました。山の地籍測量になると大変だと。そして、当然平野部の地籍測量のほうが簡単だろうと。そして、いきなりど真ん中からいきますと、多分基準点の関係で測量しにくいかなと、全く私素人な者ですから。ところが、米田というのは太子町の南西部、姫路市に隣接しているということから、姫路市との境界は当然確定しているわけでありますから、そこからスタートしていくのがベストであったのかなという意味で米田かなというふうに考えました。そっからいよいよ町内すべて、多分北上していくんだと思うんですけども、先の委員会でもこの件について質問があったわけですけども、1つ目として太子町内すべてが地籍調査終了するのは一体何年かかるか、何年をめどに終了する予定と考えておられるのかということ。

そして、この地籍調査の順番ですけども、米田からどういうふうに進めていこうとしているのかと。米田からいきなりおんと広坂まで飛ぶわけではないでしょうから、順番に隣へ隣へと行くだろうと思うんですけども、そういう進行表等が今作成されてあるのかどうかということをお聞きしたいと。

当然これに関しては今回国の助成があります。50%が国と残り50%の半分25%ずつを県と町と。しかも、特別の交付税があって町の約8割、実質5%が町の負担というふうに聞いております。そういう意味で費用は総額幾らぐらいかかるのかなというふうに思います。これは筆数によっても当然変わってくるだろうと、その換算の仕方が僕はよく分からないんですけども、1筆幾らでいくのか、面積でいくのか、その計算の仕方がよく分からないんですが、その総額費用として一体幾らかかりそうなのかということをお尋ねします。

以上です。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。  
○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、1点目ですけども、米田からやり始

めたという理由につきましては、今現在実施しております揖保線が延伸する、東のほうへ延びていくときに地籍調査をしておれば、境界立ち会いが先にしておりますので、そのときの事業実施のときには境界立ち会いが要らないといったことから早く事業実施ができるといったことと、その中でその鑑定する地域につきましては県からの補助金も出るといったことから、とりあえず揖保線の延伸部分につきまして実施していくといったことでございます。

それと、終了する年月といえますか、予定ですけども、今現在約0.1平方キロメートル、単年度でその程度しか今のところは予定しておりません。なれてくればもっと十分できるのでないかといったことから、平地部だけで約15平方キロメートルございます。それをできれば35年程度で完了させたいといったことから、まだ人的な問題もありますし、いろんな問題もありますけども、できれば35年程度でできればいいなというふうには考えております。

それから、順番ですけども、今話もありましたように、現在南から実施しておりますので、できたらJRまでを進めまして、その後また考えていく必要があるのではないかと。ですから、この地籍調査では現在の10カ年計画が来年度で切れます。22年度からまた10カ年計画がございます。そのときに十分煮詰めながらその方向、場所等、とりあえずJR南からを完成させた後どの辺から進めていくかということを検討していきたいというふうには考えております。

それと、国の助成ですけども、先ほど言われましたように、国が2分の1、県4分の1、町が4分の1といったことで平地部のみで総額約7億円ということで想定しています。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 中島議員。  
○中島貞次議員 ありがとうございます。

予定として35年と先ほど言われましたが、

これより遅くなることは、違う、逆ですね、早くなることはあっても遅くなることはないという部長の観測ですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今も言いましたように、ある程度の人が張りつくといえますか、専任について、そうした中で地元の協力も当然必要となってきます。ですから、私の観測では35年というのはうまくいってという印象というふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 地籍調査は特によく聞いているのが、都心部ほど遅れていると。田舎言うたらおかしいですけども、日本全国で言いますと、東北とか、九州、沖縄とか、そういう田舎地域言うたら怒られますけども、そういうところほど進んでいるというのを聞いたことがあります。そういう意味でいよいよ太子町もスタートしたかなということで、35年言うたらもう世代が変わってしまうぐらいのそういう年数ですけども、何とか早期に進んでいっていただきたいと。しかも、JRまでということなんで面積的にはJRから北側言うたらかなりの面積になると思います。山間部以外ということですから、そういう意味で少しでも早く、特にお困りの方もたくさんおられると思います。境界争いというか、そういう意味でお困りの方もたくさんあると思いますんで、早期になるべく早く進んでいただきたいと思います。

次に、危険箇所チェックシートについてお尋ねします。

実は、この危険箇所チェックシートについては私初めて知ったようなわけでございまして、今年地域の子供会の会長をさせてもらいまして、その分PTAの行事なんかへ参加することがありまして、そのときに危険箇所チェックシート、これ石海小学校PTA育成部がつくったもんですけども、これをいただきまして、こういうのがあるんだなということが分かりました。いろいろこれは石海校区だ

けなんで、当然ほかの3校区にもあると思いますが、この件についてちょっと質問をさせていただきます。

まず1点目、通告ではこの危険箇所チェックシートをじっくり読んだことがあるのかと。変な質問になっております。これは当然PTAですから教育長はご存じやと、そりゃ当然当たり前です、教育委員会の関係ですから。それはそうなんですけども、内容から見ると、ほかの部長さんも当然知っておいたほうがいいなあという意味でのちょっと質問やったわけですね。

これは、まず教育長にはその危険箇所チェックシート、まず由来ですね、それをちょっと追加で。由来、いつごろできて、何でこれが作成されたのかということと、それから生活福祉部長と経済建設部長にはこの危険箇所チェックシートを見られたことがあるかどうかということをお尋ねします。

2つ目として、その中に交通危険箇所や不審者出没防犯上危険箇所などがリストアップされています。各自治会からここは危険だと、ここは不審者がよく出ると、ここは当然交通上危ないとかということがよく細かくチェックされとるわけですけども、それに対して対策をいろいろ考えているのかどうかというのをお聞きしたいと。

以上2つです。よろしくをお願いします。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 由来言いますのは、揖龍の青少年補導育成センターから毎月痴漢が出た場所だとか、あるいは交通事故が起きたときにどこそこでいついつどんな被害があったというのを委員会なり本会議にも報告したことあります。それが取り組むきっかけ、由来です。

そして、平成17年度から石海を中心にPTAの方がチェックシートを、こういうふうなんをおつくりになりました。それで、これは石海の場合は字ごとにおつくりになってます。それから、他の小・中学校なんかにおいては校区全体でチェックシートをおつくり

なってます。そういう形がとられております。石海も、それから龍田地域もPTAがかなり学校と連携を深くとられております。それで、中学においては中学の学校側がリードをしているというのが現状でございます。

どんなときに使っているかといいますと、新学期始まりましたら、まずこのチェックシートを中学でしたら各地区の部落会というんですかね、子供があります、そこで配りまして確認をいたしております。それは本町、例えば太田地区なんかには類しますと、4分の3近くが後から太子町にお住みになって地理的な案内が不案内な面があります。そういう面で学校では新学期の初めにそれをまず重点的に取り組んでおります。

それからもう一つは、夏休みだとか、あるいは冬休み、春休みに入るときにやはり子供が学校から管理外になりますので、より安全を地域でしっかりするために学校の児童会なり生徒会の部落会で、そこで取り組んでおります。

今申されましたように、痴漢が出るとこだとか、あるいは野井戸があるとこだとか、あるいは交通事故が過去に多かったとこだとか、そういうのがここに全部網羅してあります。それはこれ一々読み上げることできへんのですけど、またごらんになっていただけたらお分かりやと思います。

そして、やはり最近特にここ数年は学校の児童・生徒が学校だけでは管理できない、あるいは安全を守れないという事態があります。学校だけでは非常に難しい面が出てきております。そういう面で、例えば塾なんかは子供は本町でも中学においてはもう8割、小学校の6年生においては7割近くが9時、11時まで塾に行っております。そういう地域での安全をやはり守ってやる1つの子供への指針を出す形でこれが目的としてつくられております。そのほか、また委員会なんかでお聞きいただければ、ここに書いてあることを読み上げて詳しいことをまた報告をさせてもらいたいと。

以上です。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ご指名がございましたのでお答えをいたしたいと思います。PTAが作成をされましたチェックシートにつきましては、私生活福祉部長になってからは見てはおりません。ただ、防犯関係と深いつながりがございます関係上、教育委員会のほうから不審者等の発生状況、発生場所等の資料はいただいております、防犯推進会なり地域触れ合いの会の会議の際に使わせていただいておりますというふうにやっております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（冨岡慎一） 私のほうはこれまで危険のチェックシートにつきましては見ておりませんです。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 今なぜ生活福祉部長と経済建設部長にもこのチェックシートの件でお尋ねしましたかといいますと、これを見ますと、教育委員会だけではない、例えば生活福祉部であれば生活環境課、それから経済建設部であれば街づくり課ともある程度つながりがあるような部分があるなと思ってちょっと質問させてもらったわけです。

例えば、この前青少協の役員さんと、石海校区ですけども、ちょっと歩きますと、この辺よう痴漢が出るんですよというようなところがありました。これは空き地でトタン板でぐるりを囲っただけですけども、トタン板がすき間があいとるわけです。だから、容易にトタン板の囲いの中へ入って隠れることができるわけです。そこから突然出てくることもできるわけです。そういう意味で結構不審者が隠れやすい、出やすい、そういう場所というのがあるわけです。そしてまた、これはですから防犯上のそういう生活環境と関係あるのかなと思いました。

またもう一つ、これを見ているいろいろ感じた

んは、沖代の信号から太子ニュータウンまで行く道、結構交通量多いんです。ニュータウンのほうから東へ姫路のほうへ行く人、逆に帰る人、あの道は結構太いですし、車もびゅんびゅん飛ばします。ところが、事故も何回か起きとうらしんです。ところが、よく見ると横断歩道が全然ないわけです。子供は一体どこを渡るのかなと。横断歩道もないようなところを渡っていくわけです。そういう意味で非常に危険なわけです。車側から見ますと、横断歩道があればちょっと気をつけます、気をつけない人もいるかもしれませんが、ここはだれかが渡るところだろうなあと、子供が渡るところだろうなあとというふうな感じで気をつけるわけですが、そういう意味で沖代の信号からニュータウンまでの距離はかなり長い距離があります。ところが、全然横断歩道とか設置してありません。そういう意味で車はびゅんびゅん飛ばします。ですから、いつ子供の事故が起きても不思議はないわけです。そういう意味でここに危険箇所チェックシートにもその部分、吉福だったと思うんですけども、載ってました。そういう意味で、あとカーブミラーの件とか車が多い少ない、見通しが悪い、すべてこの危険箇所チェックシートには書いてあるわけです。そういう意味でこれは教育委員会の資料というよりも全庁的に教育委員会と生活環境課と街づくり課、3つが連携、タイアップしながらこのチェックシートを見ていかないといけないのではないかと、住民から直接要望を聞くだけでは間に合わなくなってしまうという場合が多々あると思います。

私が訴えたいのは、そういう意味でこの危険箇所チェックシートというのは教育委員会にとどまらず、町長、副町長、あるいは丸尾部長、富岡部長までやっぱりじっくり見てもらって、子供の安全、特に子供ですけども、子供の安全をどう守っていくかというのをやはり考えていく一つの資料で、もしここが危ないということになったらそれなりの対策を講じる必要があるのではないかという意味で

これを提示させてもらいました。ですから、今後ともそれは地域住民からの要望もあるとは思いますが、行政側から積極的にかわっていった対策を講じてもらいたいと、そういうように考える次第でございます。

それに対して、丸尾部長、もう一度答弁のほうよろしくをお願いします。

（「こっちゃ」の声あり）

教育長、お願いします。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） それは、私さっき言いましたように、学校だけでは子供の安心・安全を守り切れない言うたんと、今の中島議員との気持ちは、意見は一緒です。そして、私が今ここにこないして持ってんの私のところだけにとどめておかずに、今おっしゃいました町長、副町長、総務部長あるいは生活福祉、街づくり課のほうにもコピーしてお渡しして、この実態を知ってもらいたいと思います。おっしゃるとおりにこの資料をそういうふうにして共有して子供の安心・安全を守っていききたいと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 よろしくをお願いします。その資料を見ながらまた対策を立てられるべきところはまた考えていただいて、よろしくお願いします。

次に、4点目ですが、環境対策についてお伺いします。

環境問題というのは今は大事なテーマになってきております。二酸化炭素排出による地球温暖化が現在叫ばれております。国も以前は国のお役所も環境庁と言ったものが環境省というふうになって、環境に対する取り組みというのが重要性を増しておるわけです。私もそういう意味で生活福祉部生活環境課の使命は大きいものと、そういうふうに考えております。

その中で太子町として環境問題にどう取り組もうとしているのかと、特に一度生産されたものは今までは廃棄するのが当然だという

考えからあらゆるものはリサイクル、リデュース、リユースできるようになると考えるようになってきました。この3つのことは、実は子供の学校の教材から知ったわけです。そのためのソフト面、ハード面も整ってきています。我が町においても「環境の町太子」と言われるようなまちづくりを進めてはどうかと思います。そのためにも国の施策としてエコタウン事業というのがありますが、これについてどう考えておられるのか意見をお伺いしたいと。

次に、家庭の主婦からは家庭用てんぷら廃油の処理に困っているという声を聞きます。家庭用廃油についてはバイオディーゼル燃料として再利用が各所で行われています。太子町でも全町的に考えてみてはどうかと。

具体的に、例えばほかの業者に回収してもらう、あるいは町独自で国の補助金を使って廃油精製施設をつくると。これは廃油精製施設はおよそ300万円かかるそうです。ところが、国は半分近く、150万円近くまで見てくれるという話ですけども、か、あるいは委託するとか、あるいは町として事業を行うなど考えてみてはどうかと思いますが、ご意見をお伺いしたいと。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、環境対策としましてのエコタウン事業の考えはということでございますが、これも環境庁サイドだけではなく、やはり経済産業が基盤というふうに私は思っておりますけれども、新しい発想といいますか、構想が示されておるところでございます。このエコタウン事業につきましてはもう議員さんのほうから投げかけがございましたので、中身については私が今さら申し上げるまでもないと思いますが、本町の地域におきましてはやはり産業の集団的な形態といったものが見当たらないというようなことから、本町地域でのこのエコタウン事業のプラン化というのは大変難しいんじゃないかというふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、家庭用てんぷら油、廃油のことでございますが、現在揖籠地域におきましては龍野衛生公社さんが家庭用てんぷら廃油の回収を行っております。本町におきましても家庭用てんぷら廃油の回収について検討はいたしておるところでございますが、どれくらいの量の廃油が回収できるのか未知数といったこと、また回収の方法についても検討する余地があるということがございます。今後消費者あるいはそれぞれの団体等とも一度家庭用てんぷら油の活用について協議を重ねたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 先ほどのてんぷら廃油の件ですけども、龍野衛生公社さんでは1リットル1円で引き取っているということをお聞きしました。太子町には実際給食センターの廃油、それから3軒ほどですか、4軒ですか、業者に今入っているということをお聞きしました。そういう意味でお聞きしたときにはどこでも行きますよと、別に全町的でなくても自治会単位ぐらいとか、向こう三軒両隣程度とか、そういう感じでも行きますよというような感覚で聞いております。そういう意味でてんぷら廃油の処理というのは、結局普通考えますと、紙に吸わせてそれを捨てるか、あるいはてんぷら油を固形化して捨てるか、最悪の場合そのまま下水に捨てるかというふうにされる場合もあります。油をそのまま下水というんか、台所で捨てるということはありませんけれども、そういうふうな状況が考えられます。あるいは土に埋めるか。そういう意味で今日食生活の改善で大変よくなっており、油はてんぷら油を使うというのは大変頻度が高くなっております。そういう意味でその廃油の回収方法についてちょっと考えてみてはどうかと、そういうに思います。

例えば、加西市では北条鉄道でバイオ燃料を使っているとか、あるいはたつの市ではそういうごみ収集車とかで燃料を使っていると

かというふうにして聞いたことがあります。そういう意味で多少てんぷら油のにおいはするけれども、別に能力的には問題ないというふうに聞いております。そういう意味で今後何らかの形で、どれだけの量が出るかというのはもう一つ不明確な部分ありますけれども、これに対しても環境問題の上からひとつ考えていってもらいたいと、そういうふうに思います。

最後に、町長のお考えをお聞きしたいとします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この件につきましては私も調査させていただいております。つくりはどれぐらい、施設自体はさほど高価なもんではございませんが、しかし採算といいますか、合うような取り組みをしないといけない。いみじくも今給食センターほか太子町では四、五軒あると衛生公社が回収してくれております。以前ではこの廃油を用いて婦人会等が石けんに転化しておったという時期もございました。しかし、これからこのバイオ燃料等々も言われております。この収集方法、それをしっかり確立すれば、何とかまた転化できるのではないだろうかあと、このように思いますが、町単独でこれをやるというのはなかなか、逆に経費がかさんでしまって難しい問題があると思いますんで、龍野衛生公社さん等々も通しましてやはり環境問題に寄与できるという意味で、また婦人会、自治会等にも収集に関して働きかけをしていきたいなと、このように考えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 中島議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

そういう意味で今後とも環境問題は生命と財産を守るといっていいほど大事な問題であると思いますんで、特に環境問題というても幅広く存在しますんで、また今後ともよろしくをお願いします。

以上です。

以上で一般質問を終わります。ありがとう

ございました。

○議長（北川嘉明） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。6番公明党井村淳子でございます。ちょっと夏風邪を引いておりましてちょっと聞き取りにくいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですけれども、小・中学校の耐震化、既にさっきの質問でいろいろ答弁されておりますので重複を避けたいと思いますが、整理しながらまた問題点について質問をさせていただきたいと思います。

当然この地域も山崎断層による地震災害等が懸念されており、この近い30年間には起こるだろうという予測も立てられているところであります。また、先生とか児童の人たちが1日の大半を過ごす場でありまして、災害時には、先ほどからも何遍も出ております地域住民の緊急避難場所としても大切な役割を果たすことから、この耐震性については本当に重要な問題となっておりますところであります。公明党としても公立小・中学校の施設の耐震化事業を強く推進してきたところです。

太子町では、先ほどから出ておりますが、小・中学校あわせて建屋が24棟あり、57年以降が12棟、56年以前が12棟あると。その12棟の中でももう既に耐震診断の実施はしているという答弁でございました。太田小学校においては2棟、斑鳩小学校においても2棟、龍田小学校は3棟、石海小学校は何と5棟全部が耐震の0.3から0.6の崩壊する危険性があるという建物でございます。

このたびの予算書の補正の出ておりましたけれども、龍田小学校の耐震補強の工事設計委託として600万円ほど出ておりましたので、これについては診断等の結果を受けてすぐに着手されていくことと思います。それと、斑鳩小学校の屋内運動場、これも0.3未満の崩壊の危険があるということで、改築予定ということを先ほどお聞きしましたけれど

も、これについては第4次の太子町の総合計画にも載っておりませんでしたので、これについての予定を早く進めないといけないと思いますので、それについてお聞かせください。

それと、斑鳩小学校の南教室棟で第4次の太子町の総合計画の実施計画の中には平成22年に耐震補強の実施設計を行うと載っていました。これについてももう少し前倒しをしなければ国の補助率の補助の関係でひっからなくなるのではないかと懸念するところでありますが、そういうことも踏まえて今後のスケジュール等も再度お聞きしたいと思います。

それと、この学校の耐震について現況を先ほどもお聞きしたんですけれども、このI s値が0.3以下及び0.3から0.6にお勤めになられている先生方等はそこの校舎が危ないんだという現状を把握されているのかどうか。それが1点と、今回の耐震補強のそういう法律の関係によっては市町村に校舎などの耐震診断の実施と結果の公表も義務づけております。太子町としては、その公表についてどういう対応をされようとしているのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、耐震診断指標のI s値0.3未満の建物の取り組みについてということでございます。それにつきましては斑鳩小学校の屋内運動場、これについては改築の予定ということで、補強につきましては国の補助のかさ上げ、時限立法でございます。しかしながら、この改築については従来どおりということでございますので、そこら辺の補助率の関係等々を考えながら、今現在考えておりますのは、まず龍田小学校、これを本年度におきまして実施設計、できれば21年度において補強工事をしたいと。その次は斑鳩小学校の関係をやっていきたいというふうに考えております。しかしながら、ここも斑鳩小学校南棟全

棟補強ということで、その後それを斑鳩小学校の体育館をあわせてするか、そこら辺のところは補助の関係もございますので、年次的にははっきりとしたことは申せませんが、龍田小学校の次は斑鳩小学校というふうに順次進めていきたいと。0.3から0.6、これは当然危険性があるということでございますけども、全体的に倒壊するかということはそうでもないということでございますので、これは進めていくのは当然なんですけども、これは財源事情、補助率等もどういう方法があるのか、ここら辺は補強していくんか、改築していくんか、そこら辺は検討しながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

そのぐらいかいね。

公表については、今現在のところまだそこまで至っていないのではないのかというふうに思います。

以上です。

（井村淳子議員「先生方はご存じなん」の声あり）

学校の先生方がご存じかということでございますけども、そこまでは周知はいたしてないということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 今答弁いただきましたけれども、やはり公表をする必要があるのではないかなって私は個人的にはそう考えております。よく公表しないんですかということを委員会でも質問しましたけれども、余計住民に不安をあおるだけだという答弁も1回聞いたことはありますけれども、多額の経費を使う耐震対策事業ですので、町民の皆様の理解を得るためにも公表が必要でありますし、この各学校施設はそういう避難場所にもなっておりますので、やはり親御さんというんか、みんなが知っていないとそういう倒壊のおそれが、崩壊のおそれがあるってということも私も議員になって初めて知りましたし、そういうI s値0.3から0.6の間においても倒壊すると

いう危険があるということです、やはりみんなが建物を見れば大体分かるかもしれませんが、みんなが認識しつつ避難場所に何か災害が起こった場合に避難場所としてそこが最適でなければそこはみんな行かないと思うんです。ですから、そういう意味も含めて私は公表をするべきと考えておりますが、それについての答弁もお願いしたいと思います。

それと、今回の改正法におきまして国庫補助率の引き上げは平成23年3月までの時限措置である。それと、文部科学省からも民間の資金を活用して公立学校の耐震化設備を迅速に進めるということを踏まえてPFI導入可能性の検討マニュアルというものも7月8日付で全国の教育委員会に配布したとも伺っております。また、第2弾として9月にもそういうマニュアル的なものを再度配布するという事をお聞きしております。こういういろんな国の補助があるときに、そういう国庫補助率、またPFI事業の対象となる建物に対しては今回改修とか改築、新增築を組み合わせることができるというPFI事業の内容でもありますので、そういう資料はもう既に見られてるのかどうか、それについてもお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

公表については、できるだけ前向きに考えていきたいというふうに思います。

それと、その時限立法の平成22年までというのは、これはIs値が0.3未満、太子町で言いますと、先ほど答弁させていただいたわけですが、龍田小学校の西の特別教室のところ、それと斑鳩小学校の屋内運動場ということでございます。これが通常の2分の1から3分の2の補助になると。それ以下、0.3から0.6については従来どおりでございますので、これについて今後できるだけ早いことやっていきたい。ですから、22年まではその補助事業、かさ上げがございますので、そ

の中でその年度内に入るようにという、そういうふうやって、できるだけしていきたいというふうでございまして。

それと、PFIといろいろとあると、改築、いわゆる建てかえの場合はそうでしょうけども、太子町においては0.3から0.6については補強していこうという考えでございますので、PFI事業等については学校の関係については考えておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 いろいろ答弁お伺いしましたけれども、先の質問にもありましたのでこれ以上は言いませんけれども、ともかくこうした国による財政支援等が行われるこのチャンスを生かしながら積極的に取り組んで、安全な学校教育や地域住民の緊急避難場所としての役割を果たしていけるよう整備していただくことを要望いたしまして次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですけれども、5歳児の健診の推進についてであります。

現行の乳幼児健康診査は母子保健法の規定により、市町村が乳幼児に行っているところです。現在の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学時健診となっております。太子町でも三、四カ月児、また1歳6カ月児、3歳6カ月児を対象に乳幼児健康診断を実施しておりますが、専門家によると障害の程度が重度の場合は1歳半健診でも見付き、中程度の児童は3歳半健診で見つかるそうです。近年増加している発達障害、いわゆる自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、LDですね、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの障害は5歳ぐらいになってから見つかることが多く、早期発見を考えた場合、3歳児健診から就学時健診までの期間の開き過ぎが指摘されているところでもあります。なぜなら、この落ちつきがないとか、友達と上手にかかわれないといった行動を3歳児の集団健診で指摘するには限界があり、見落としているというの

ではなく集団生活をする年齢にならないと適切に指摘できない、脳の発達段階に起因した問題であるからだそうです。

発達障害は対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で発見されても親がその事実を受け入れるのに時間がかかって適切な対応、対策を講じることなく子供の就学を迎えるために状況を悪化させてしまっているといった現状があります。財政的には大変厳しい中ではありますが、早期発見、早期発達支援のためにも5歳児健診の導入を求めますが、太子町におけるこの健診の必要性、考え方をお聞かせください。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 5歳児健診の取り組みの考え方でございますが、その必要性につきましては、今井村議員さんがおっしゃったところが起因となっております。全国的に見ますと、隣の鳥取県が先進的に取り組みをされておりまして、少しずつ実施をされ、また検討する自治体が増えておるといふふうに私は聞いております。

本町でこの5歳児健診ということでございますが、やはり発達障害の診断を行う専門的な先生の確保が困難といった点、また5歳児健診という定義的にはまだ定着がされてない全国的な状況等考えまして今現状にあるわけでございます。参考までに現状はと申しますと、もうご承知のことと思いますが、やはり適宜個別相談、また指導の場というのは構えておりますし、また大多数の子供さんが通っておられます幼稚園、保育園につきましても巡回相談というものも実施をいたしておるところでございます。そういった中で発見、対応について勧奨をしておるところでございます。

したがいまして、今後もやはり全国的な動きといいますか、また国のほうでもこういった問題については調査研究を行った上で各地方自治体のほうにも指導するというところがございますので、そういった流れを様子を見る

ということで臨んでおるところでございます。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 今考え方をお聞きしましたが、今部長も言われておりました全国に先駆けて鳥取県、栃木県が全市町村的にも行われているということです。私もひとつ調べてみましたけれども、人口約2万人の熊本県の城南町というところでは平成19年、去年6月より始めまして、その目的として保護者が子供の成長を確認する場、また就学に向けて基本的生活習慣を見直す場、また育児不安軽減のきっかけの場、また発達障害による不登校やひきこもり等の二次障害防止のため5歳児健診を始め、発達障害の早期発見の場として、内容としては問診、集団遊び、また指導、診察、相談等を医師、心理士、看護師、栄養士、幼稚園教諭、保育園保育士のスタッフにより行っているそうです。

この発達障害者支援法が平成17年4月に施行されたことに伴い、ようやく社会で認識され始めたこの発達障害であります。施行後3年余り経過した今、太子町ではいろんな面で療育相談とかも行われ、かなり先進地的にも私は取り組んでいただいていると思っております。

しかしながら、やはり3歳以降というのは町内の保育園に通う子供たちばかりではないと思うんですよ。ほかの保育園にも行かれてる子供たちも多いですし、もっとざるの目を細かくするっていうんか、やはりお母さん一人が悩まずに、そういう5歳健診の場でそういう発達障害を見つけてもらったほうがその後のお母さんの対応とかもかなり安心して子供に対応できるんじゃないかと思いたすけれども、そういう場合町内に通園っていうか、されてる子供たちにはそういう太子町のいろんな発達障害の見きわめる、そういう連携が今あると思いたすけれども、町外に子供たちを預けておられ、そのまま就学を迎えるっていうお子様もいらっしゃると思いたす。その

関係もあっていろんなそういう連携とかはこれからどういうふうにとられていくんでしょうか。

再度よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 連携についてのお尋ねでございますけども、現行行っている体制でもって継続をするというところが基本でございます。なかなか全部が拾えるかといえますと、我々のほうから見てそのまま救えるといった面もない部分がございます、特にご家庭のほうでは問題がなく、そういった集団生活のほうであられるという特徴的なものがございますので、なかなか保護者の方も気づかれないというところが多々ございますので、そういった面ですべてをきっちり把握ができる体制と、連携体制というのなかなか、体制的にはとっておるんですが、浮かび上がってこない部分もあるということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村議員。

○井村淳子議員 今答弁いただきまして、なかなかこの5歳児健診をするまでにはいかなような感じですけども、先ほど言われてましたけれども、鳥取県に私も実際に問い合わせをしてみました。18年度に5歳児健診をして軽度発達障害と診断されたのが93名おられて、そのうち3歳で発達障害と診断されたのは38名でした。5歳児健診で新たに発見されたのが55名で、5歳児だからこそ発見できたということでした。いろんなスタッフとかお医者さんとかいろんな問題があると思いますけれども、これからは要望になるかと思えますけれども、太子町においても発達障害の早期発見、早期療養のために、また就学前の毎日の暮らしの中で工夫するための具体的な手だてをきちんとお母さんに伝えるためにも、これから先また5歳児健診の研究なりしていただきまして導入されることを提案、要望いたしまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後0時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、町長選挙と町議会議員の補欠選挙が行われたわけですが、町長選挙、また同時選挙ですから同じようになるのが当たり前ですが、その結果は当日有権者が2万6,423人おられる中で投票総数が1万四千ちょっと、こういうふうな形で町長選の場合は53.14%、町議補選は53.11%と、こういうふうになっているわけですが、極めて低い投票率であったと。こういう低い投票率について有権者の政治離れの問題があちこちで出てきているんですが、そういうことがなぜこの身近な地方選挙の、またトップを選出する選挙でこういうふうになっておるのかということについてどう受けとめておるのか、こういうことについて所見を求めたいと思います。これは町長。

それから、町政の今後に関しまして、これは町長自身の後援会のチラシ等に見られるスローガンのものの具体的な施策等について説明を求めたいと思うんですが、先に清原議員のほうで財政の事情の中でどうするのかという点も尋ねておられましたけれども、それらの中で約束ということで継続します、あるいは即実行しますということがあります。それは財源予算というのが裏づけとなって体制が整って初めてできることなんですけれども、そのことについて、主なものについて説明を求めたいと思います。

それから次には、約束として任期中に必ず実行しますと、こういうものがございまし

た。そういうことの中で特に説明を求めたいのは計画的な土地利用の実施、それから多目的グラウンド、小学校等のことは既に答弁がありますので省略をいたしますが、福祉事務所の設置っていうのがあります。この福祉事務所についても経費費用と措置の責任というのが伴ってくるわけですが、こういうことについても一定の見通しがなければこういうことが口でできない問題だろうと思いますので、説明を求めたいと思います。

それから、もとへ戻りますが、継続します、あるいは即実行しますの中で庁舎とか給食センターについては重複するのでおきますけれども、高齢者の健康づくり、それから障害者支援計画をもとにした障害者の自立支援、それから町内の特産加工品の支援、それから住民参加の機会の拡充、こういうことがあります。

それから、3つ目には未来へ届けこの町の形っていう中で堅実っていうのがありましたけれども、行財政の健全化、あるいは行政評価システムの導入が、特にこれらについて具体の展開方針がなければならぬと、こういうふうに思うんですけれども、これらについて町長から説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、投票率の結果でございますが、やはり私自身今回首長選挙と、また議会議員さんの補欠選挙というようなダブルの選挙になっておりますので、もう少し投票率が上がるのではないかなという期待をいたしておりましたんですが、やはり私も1期目では本当に壮絶な選挙を展開いたしまして投票率も相当上がっておったと、このように思うところでございまして、前回との13ポイント以上の投票率を下げたというようなところはやはり2期目、3期目に来るにつれて、回を重ねるにつれて、今までから見ていきましても投票率が下がる傾向にあるのではないかなと、このように思うところでございまして、そうした心配をする中で私自身は精いっぱい頑張らせていただいたというところ

でございます。やはりこの暑さの中での選挙戦、高齢者の皆さん方にとっては大変なことであつたのではないかなという思いもいたしますが、反面私自身はその中で選挙戦を戦わせていただきました。そうした中での投票率低下というのは私自身も町民の皆さんとの対話を深める中で、また町行政に関心を持っていただくように今後とも努力をしていかなければいけないと、このように考えるところでございます。

また、2点目のチラシの件でございます。

今いろいろとおっしゃってりましたが、やはり最近の私は社会情勢等々を見ている中で人と人とのつながりが希薄になっているのではないかなという思いがいたしておるところでございます。いろいろな事件等々もこの世間では騒がれておりますが、やはりそうした点、また反面行政と住民の皆さんが手を取り合い、孤立することのないようにお互いが見守り合いながら温かい町、そうした町をつくっていききたいと。そしてまた、時代の変化する中で逆に心の豊かさというのも求めているかなければいけないと、このように考えておるところでございます。そして、将来を担う子供さんたちがこの社会の変化に柔軟に対応できる元気な町、ひいては住んでよかったと思えるようなまちづくりを進めるために、私は今時のスローガン元気な町、健康な町とたたわせていただきました。その実現に向けて協働、そして元気、安心、堅実、この4つの柱を掲げさせていただいたところでございます。

その中でそれぞれの主な具体策でございますが、1点目の協働に関しましては、これからのまちづくり、やはり行政の持つ情報を町民の皆さんに公開して、問題意識を共有しながら総合理解とパートナーシップを深めていかなければいけないと。具体には、まちづくりの集い、また出前講座等の開催、そして住民の皆さんの参画機会の一層の拡充を図り、そして政策形成に生かしていきたいと、このように考えておるところでございます。そし

て、パブリックコメント制度の活用、またホームページのリニューアルを実施いたし、総合的な広聴機能の充実を図っていききたいと、このように考えております。

そして、2点目の元気についてでございますが、町民の皆さんの力をまちづくりに生かすために各世代の皆さんと笑顔で、また気さくに集えれば、そして心豊かにはぐくまれる環境づくりをつくっていかねばいけないうと、このように思っているところでございまして、具体には子育て学習センターのびすくの充実、また放課後子ども教室の充実、そして地域住民の参加をいただきながら安全・安心な子供たちの活動拠点の充実等を図るとともに、教育施設におきましては緊急性の高い学校施設から順次耐震化の整備を行っていききたいと、このように考えておるところでございまして、またさらに子供から高齢者までさまざまな運動ができるように総合公園の野球専用グラウンド等を何とか見直していったって、多目的グラウンド的にいろんな分野で利用できる、そうしたものに變更していき、そして心身の健康維持、増進を図れるようにしていきたいと、このように考えております。これは土地利用にも絡んでくると、このように考えております。

それから、3点目の安心という点でございますが、この件につきましては近年各地域で自然災害が発生いたしております。きょうも関東のほうでは大きな被害が発生し、あっという間に水かさが増えると、また新しい住宅が土砂の崩壊で押し流される、そして安全なはずの輸送機関も脱線というようなことが報道されておりますが、そうした地域防災対策、そして危機管理体制の重要性を改めて認識し、そして逆に今多発しております凶悪事件、また犯罪、そして交通事故等から町民の皆さんをお守りするために防犯対策の強化、交通安全の推進等を図る必要があると、このように思っております。

具体には、交通安全の推進といたしましては、やはり今沖代線が相当混雑いたしており

ます。そうしたことも考え合わせ、都市計画道路、揖保線の整備促進、そして本年度からまた一部工事着手いたしております沖代線の歩道整備、この歩道の幅員を1.5メートルから2.5メートルにしましてセミフラット型で対応し、21年2月に完成させていきたいと、このように考えております。

また、もう一点ですが、生活保護、その他、今福祉事務所の設置等々でございますが、この件につきましては事務移譲ということで県と諸条件の整備を図り、そして財政的、人材的に課題をクリアした時点で設置したいと、このように考えております。

せんだっても、地域政策懇話会の中で私も質問をさせていただきましたんですが、今特交のほうで措置をするということが言われておりますが、せめて交付税等々、逆に私は補助金のほうで何とか対応していただきたいなという思いもあるところでございまして、そうした点を県のほうにもお願いいたしておるところでございます。そうした条件を整え次第こうした事務所の設置を考えていきたいと、このように考えております。

そうした中でやはり高齢者、障害者等の支援につきましても十分な対応を取り入れなければいけないうと、このように考えております。

それから、4点目の堅実という点でございますが、これからのまちづくり、やはり最少の経費で最大の効果を上げるという行政効果を上げていかなければならないというところでございますが、進んで効率的な行政運営の推進、これを図らなければならぬと、最優先に課題として取り組みをしていきたいと。そして、町政への住民参画、また協働のまちづくりを進めていく必要があると、このように考えております。

具体には、町におけるさまざまな改革を積極的、計画的に進めるための基本指針となる第4次新行政改革大綱を本年の4月からスタートさせ、またより強固な財政基盤の確立を目指したいという思いでございます。

そしてまた、まちづくりの羅針盤となります第5次太子町総合計画、これを平成21年度の完成を目指しまして地域づくりの都市計画の根幹をなします都市計画マスタープランを同じく21年度完成を目指し、それぞれの原案の作成を進めていきたいと、このように思っております。

そうしたいろいろと言わせていただきましたんですが、ほかに事業予定をいたしておりますが、やはり行政評価等そうしたものを用いて各事業の方向性を明確にし、そして事業の重点化と行政関与の適正化の推進を図るとともに行政への住民参加を積極的に考えていきたいと、このように考えておるところでございます。やはりこれからのまちづくり、町民の皆さんとともに私は進めていきたいと、このように考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 最初の投票率の関係では実際に53%というのは半分ですわね。そういうような人しか投票しなかった、行かなかった、しなかったということは、1つはやっぱり行政、もちろん議会もここには関係してまいります。それに対する不信のあらわれではないかと。だれがやってもどうやということやとかいろいろあると思います。それから、やはり期待するところでないということから人物的にもいろいろなことがあって行かなかった人もあるわけで、候補者によっても行かないという人も出てくるわけですが、そういうようなことについてしっかりと反省をして、そういう声なき声にもこたえるような政治でなきゃならないと。特に批判だと私は思うんです。だから、それをしっかり受けとめる姿勢があるかどうか、こういうことについて次の説明を求めたいと思います。

ほで、先ほども説明をされております中で気になりますのは、今の福祉事務所もそうなんですが、権限と、それから財源、それから責任っていうのは福祉事務所の場合伴うてくるわけで、これまでは市の固有所管事務とし

ては消防、福祉事務所の設置というのがありましたけれども、同じような面で責任を持っていかなければならないということと財源視と、そういうことが今も説明ありましたが、その見通しは十分に立つかどうかということも大事なことだと思うんで、その辺のことについては今の特交なんてものはもうむちゃくちゃな話やから、そういうものではなしに恒常的にその財源が保証される、そういうものでなければならぬと。こういう小さな町で福祉事務所を持つということはそういうことなんです。だから、その点を含めてしっかり県との協議に臨まないと大変荷が重い事務だと思うんですね。そういう点については今後どう考えとるかというのははっきりさせていただきたいと思います。

それから、協働の問題では、言われるように情報の公開、共有、そして問題意識も含めた共有をするということ、ほいでパートナーシップっていうふうになってまいりますと、あわせて政策形成の参考にするっていう立場と、政策形成に参画を求めるっていうのと全然違いますからね。一緒になって一緒につくるっていう。この辺に行政に対する信頼性、信用性というのも出てくると思うんです。そういう点はどうか。その姿勢についても説明を求めたいと思います。

最少の経費で最大の効果を生むっていうのは、これは地方自治法上もそうだし当たり前のことなんですが、町長自身も言っておられますように、スリムで効率的な行政運営の推進を図る、この点なんかは具体的にはどういうふうなことを考え対応しようとしているのか、そういう点もあわせて説明を求めたいと思います。

それから、役割をうまく連動されていくということは当たり前なんですが、この中でも行政や町長が言われている元気な町の中ですが、この町をさらに次世代につないでいくためには行政や議会と協働して住民一人ひとりが考えて汗を流す。やっぱり議会も含めてきちっとこの政策形成段階の情報が共有されて

一緒に考えるという姿勢はここでも聞きますけれども、そういう姿勢はきちっとお持ちかどうか。その上で、将来にわたって安心ができるまちづくりでないといけない。そのためにはだれの税金っていうのはみんな納めるわけですが、高い所得を得る者にはそれ相応の、低い者については減免を、そして安心して暮らせるような町にしないといけない。本当にこの終末期をこの町で迎えてよかったと言えるような町をつくるっていうのは当たり前で非常に難しい問題だと思うんですけど、そういう点が将来に約束する町でないかと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） まず第1点目、投票率の関係でございますが、これ不信のあらわれとか、また町民の皆さんの批判があるんじゃないかというようなことをおっしゃっておりますが、これは私は一概にそうだとは言えないと、このように考えております。やはり皆さん方それぞれの思いがある中でこのこうした投票率、これは分析するのはなかなか難しい問題ではないかと。見る目によりましてはいろいろな方向でのとらまえ方ができると、このように考えております。私はそうした中で、先ほど来申し上げておりますように、町民の皆さん方とともに行政を推し進めていかなければいけないと。これがまたそうしたこの太子町の方向、そして選挙にも反映できくるんではないかなという思いがいたしておるところでございます。私は一概にそうした不信、また批判というようなふうには受けとめてはおりません。ともに今後ともそうした面では頑張っていきたいと、このように思っております。

それから次に、2点目の福祉事務所関係でございますが、この財源の手当てにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、しっかりとしたそうした制度なり、また国、県等々にもこれはどんどん意見を述べていかなければいけないと、このように考えておるところでございます。現在のところ市では

独自の福祉事務所設置がうたわれておりますが、それぞれの町におきましてもこうしたことが言われてきております。その中で責任、また権限等々大きな問題がそうした責務が背負ってくるところでございますが、やはりしっかりとした対応をするという意味では財源がなければやっていける問題でもございせんし、毅然としたこれは職務を遂行しなければいけないと、このように考えておりますので、そうしたところはやはり今後とも十二分に詰めていき、そして設置に向けた取り組みをしていきたいと、このように考えております。協働の面で政策形成への参画ということが言われておりますが、やはり私自身はいろんな分野でこの町政に住民の皆さん方が参画できるような取り組みはしていかなければいけないと、このように考えております。やはり今各種審議会等々にも住民の皆さんからの募集を募りまして、そうした審議会のほうにも参画していただいております。そうした面、これからもどんどん取り入れていきたいと、このように考えるところでございます。

もう一点は、スリムで効率的な行政運営という点でございます。

これはもうすべての面でどれをどうするというのではなくして、全体的にそうした取り組みをしなければこれからの太子町の健全化等々にはこれは取り組んでいけないと、このように考えておりますので、すべての面でコンパクトな行政運営に努めていきたいと、このように考えるところでございます。

それから、将来の安全・安心というところで行政、議会、住民、町民の皆さんを含めた取り組みというところでございますが、これはもう言うまでもなくそのとおりでございます。何も行政主導でいいという思いではございません。先ほど来申し上げておりますように、町民の皆さんも一緒になって考えていただきたいと。その中には太子町の議会というこうした議決権を持っていられっしやる議会でございますので、やはり

ともども協働して行政を進めていきたいと、  
このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 後々検証もできるようになりますので、その点はまた検証していきたい  
と思います。

次に、第2の質問ですが、災害対策につ  
ましてであります。

先ほど町長の説明の中でも本日の雨で関東  
でも被害がと、それから先日は愛知名古屋で  
もああいう被害がというようなことが頻繁に  
起こるに至っているわけです。そういう中で  
質問するわけですが、特に地震災害とかいろ  
んな災害があるわけでありまして、風  
水害については対策によっては風水害の被害  
から住民の生命あるいは財産を守っていくこ  
とができるというようなものでありますので、  
整理をし、また対応を求めたいと思うん  
ですが、本町は地形的には説明するまでもな  
いわけですが、姫路市に隣接し、播磨の中  
では内陸部で下流域に位置をしとること  
とあわせて、太子町の一つの特徴的な町とい  
う点では東西を横断しておりますJRある  
いは国道、そういうものなどが東西に横断を  
しておりまして、これらがあちこちで排水障害  
を来すと、こういうような状況をつくり出  
しているということはこれまでも触れたと  
ころであります。一層こういうことへの対策  
が必要ではないかと。それらが本当に町内の  
あちこちで浸水したり冠水したり、こうい  
う危険があるわけですから、都市下水対策と  
して抜本的な対策が必要だろうと。このこと  
について対応を説明求めたいのと。

あわせて、総合公園のところで当初は調整  
池をつくるということがございました。しか  
し、一方で調整池のかわりに下水溝を入れる  
と、こういうことによって調整池そのものは  
今多目的な一定なグラウンド的なもので使わ  
れるような形になっとなんですが、あの程度  
の開発でもあれだけの調整池機能を持ったと  
ころが必要だと、こういうふうに言われて取り

組んだわけですが、農地っていうのは放置し  
ますと、特に市街化区域などは固定資産税の  
関係などで転用がどんどん進んでいくと、こ  
ういうような状況を生み出しますし、調整区  
域でもいろいろ最近の動向として利便など  
ところには住宅が建設されるための転用が進  
んでおると。そういう中での農地をいかに保  
全し、またそれを遊水地として確保するか、  
これが本当に水の対策としては一時的に水を  
ためて放水するというような形になります  
ので、本当に真剣に考えないと大変なこと  
になるのではないかと、こういうふう  
に思うんですが、抜本的な対策として、  
その都市下水対策として立てるべきで  
はないかと。これからの一つの施策と  
してと同時に農地を活用する  
ていうことが必要ではないかと思うので、  
説明を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいた  
します。

都市下水の対策ということでございますけ  
ども、これは昨年来雨水計画の見直しとい  
う形で現在も見直し中でございます。で  
すから、その案ができますれば、また委員  
会等で報告させていただきたいというふう  
に考えております。

それともう一点、農地の遊水地としての活  
用ということでございますけれども、これに  
ついては当然従来からそういうことはな  
されているわけでございますけれども、  
それに特段の行政の指導といいますか、  
あれば特によしんですけども、  
現在のところそういうことは太子町  
の場合やっております。聞くと  
ころによりますと、神奈川県  
のほうで市街化農地につ  
きまして地上げとい  
いますか、転用を  
しないという前提  
の中で補助金を出  
しているとい  
ったようなところ  
があるという  
ふうには聞  
いております  
けれども、  
太子町にお  
いては今の  
ところ  
そういう  
ことは考  
えており  
ません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 考えてないのはええがな、

今考えてのうても。しかし、今日のこの災害というのはほんまにそういう形で起こってるでしょう。ほで、太子は少々の雨が降っても水路に流れている関係でもうあちこちに浸水、冠水の危険があるところがいっぱい出てきてるわけで、ほいで横断するところまで行くまでに浸水、冠水になるようなところが出るわけですね。

ハザードマップというのがこの間全戸に、この間というて大分なりますけど、配布されているわけですがけれども、やはりこの中でも今まで100年に1回か2回やというようなことで出ておったものが最近ではあちこちで予想に反するような雨が降って、また都市が変わってきてますから、町がですね、大変な局部でそういう冠水になるようなことがあって、いることが最近のことになっていますから、内水はらんあるいは洪水が、それが雨降ってすぐに起こると、こういうところから今問題点が出てきてるんですね。そしたら、どこにどうするかというたら、できることならやっぱり人さんの財産ですので、農地を保全確保して、先ほど説明があるような、やっぱり火災等のときにはもちろんこれは緩衝体になるわけですから大事なことになるんですが、特に水なんかのときには一気に出てまいりますので、これでは内水はらんに対応することができるよう、まず水をためるっていうこと、そして道路の交通をある意味では確保しておかないと、一般的には水がひざの近くまで来るともう自動車通りまへんと。そしたら、避難するにも避難ができないような状況が生まれるというようなことが識者の中でも言われ、最近の例皆そうでしょう、もう自動車どないもならへんと。こういうような中でハザードマップの中でも避難所として上げられている、例えば南のほうで見てみましたら、ニュータウンのほうから避難所として指定されてるのはたしか南総合センターだと思うんですね。だから、ここまで行くのにどないもならんようになると、すぐに。そういうような状況の中で、まず遊水地を確保して洪

水が道路に及んでいかないようなことができないと、それこそうまく浸水やら冠水の被害から守ることができないんじゃないかと。こういうこともありますので、火急の問題ではないかと思うんですね。だから、補助金の前にやっぱり農地が残るっていうこと、どないして残すか、そういうようなことが災害に対する対応であり、そしてそこにたまった水をいかに今後有効に排水するかと。もうポンプアップをするというようなことになったら大変なことですからね。そういうようなことも含めて遊水機能を果たしていくための施策と、それからあわせて宅地開発なんかについてもよっぽど考えた行政指導がなかったら、太子町の町も内陸にある関係で人ごとではなくなると、こういうふうに思いますし、その点の対策が必要かと思うんですが、どうですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

今いろいろとご説明いただいたわけですが、太子町の場合一般的に地形を考えますに、北のほうの林田川と大津茂川に挟まれた区域での北のほうの区域が割合浅いと、近いといったことから、要はいっとき水、大雨、集中の雨にしましてもやはり案外太子町の場合は地形上安心な形状をしてるといったふうなことが考えられます。

それともう一点、太子町の場合基本的にはほぼ平たん地の形をしております。ですから、先ほど来話がありました道路とか鉄道の影響を受けやすいわけでございますけども、一般的な大雨にしましてもやはり極端な深いところができずに、割合平たんなところを浅く流れるというような地形の状況でございます。その中で昔から大雨のときに流れる一般的に若干浅いところ、これは至るところに散見されるわけですが、今の時点ではそう大きな問題が起こらないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 何で起こらへん。平たんやから滑らかに水があるから起こらへん言うとの。そないどこでそれが保証できるの。やっぱり低いところあるんやで。天井川になってるところがあるわけや。林田川もちょっとなったら困るところ、それから大津茂川域もあると。そういう中で、例えば太田公民館へ避難するにもちょっとできにくい環境にあるんですよ、実際は。どっからというて東のほうから行くについても。太田公民館なんです、今は一応避難所として指定されてんのは。ハザードマップね。そしたら、水が行くのは川島のいわゆるいつも危ないところになる浄因寺のかいわい、ほであそこらにますます家が建ってきておるわけですから、そういうところから、ほで昔の旧国道筋については低いわけです。だから、水はかなり前から水が出たら上がってくる、ああいうところでも。それから、常全、それから今はもう立岡なんか深刻になってきているというのはそういう状況だと思うんです。ただ、立岡山線の高さとこちらの高さ全然違いますからね。公共施設がだんだんだんだん高くなるからそういう問題が発生してくると。だから、農地が減れば減るほどそういう問題が出るんですよ。だから、そういう点で言えば、当然安心できるというて言えて、思わんことが愛知でも起こり、あちこちで現実に起こってるんですよ、局地的な雨によって。だから、いつきに水が出てくるからそういう問題を解消していくような形でないといけないと、こういうふうになるんじゃないですか。どこで安心ができるんの。私は分かん。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 雨水と基本的にハザードマップで生じておるもんとは根本的な考え方が違っております。ですから、一番当初にも言いましたように、雨水の排水の見直しをやっておりますので、その辺も十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 見直しはええがいな。見直しせなあかんのはもうあかんからしよんや。だから、それまでに農地なども含めて確保しとかなんだら、遊水機能がなかったら困るやろうと。これ言よんや、この施策が必要ではないか言よんで、私は。手打たなんだら皆消えていくんや、当然じゃないですか。そこらが町の施策として今後整理が要るんじゃないかと思うからわざわざ言よんや。違いますか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ですから、雨水計画の見直しの中で必要とあれば遊水地の確保もせざるを得ないんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 まあ言うときますわ。なくなってからは確保するの難しいんやで、より。だから、道路つくってしまってから今度排水機能を確保しよう思うたら巨額な金が必要んやで。違いますか。要らないかなあ。そういうこと言よんや。事前事前に手を打たなんだらあかんから言よんや。必要ならばというて、必要になってきとるから言よんでしよう。

今都市排水のために金が必要んのやったらええですよ。物すごいでしょう、想像できる金ちゅうのは。今の排水を全体として確保しよう思うたらえらいこととなりますやんか、現実には。ほいで、埋設管を入れたりするというて環境上よくないことにもなってくる、経費もかかる。そういうようなことにならないためにも一時ストップできるところがあればじわっと流せるという、そういう水機能というのは大事なんですよ。それだけ言うときたいと思います。

それから次に、3番目の東芝の土壌等の汚染対策について伺いたいと思います。

東芝は3年前にこの対策を実施するに当た

りましてバイオ活性法で対策はほぼ万全であるかのように説明をしたんですね。しかし、今日の事態になっておるわけであります。特にトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物が工場敷地内に存在する以上は環境汚染に対する危険と住民の不安はなくならないと私は思うんです。工場内の調査の徹底と調査結果の公表を求めるべきだと思うんですが、その対応についてと。

それから、カドミウム等の重金属類の汚染についても同様であります。工場内の調査も必要でありますし、これは敷地内でシートを敷いて処分を初め埋め立て等敷地内における汚染の実態を細かく調査をしないとイケないと思います。その結果をまた有機塩素系化合物と同様に公表し、その除去対策を講じるべきだと私は思います。

今回カドミにつきましては、排土客土の方法で3万8,000平方メートル、3.8ヘクタールを対策するというふうに今時議会でも工事請負契約の締結議案が出てきているわけですが、そのほかのいわゆる46年当時には下阿曾系統、それから立岡系統、それぞれ水系がありまして、そのときに対策協もできたりしたんですが、排土客土を完全に実施していないところは重金属の場合はなくならないと。トリクロロエチレンのようにはまた別の意味でなくならないというような形になっておりますので、この対策を完全に行わないとイケないんじゃないかと思うんですけれども、それらについて調査がまず必要だと思うんです、実態ですね。それから、実態の調査の上に立って原因物質を除去する。それはもうそれだけを除くということができないから排土客土というような形になっただけなんですけども。そういう取り組みについて説明を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、このたびの対策についてのお尋ねでございますが、調査につきましては前回調査の結果汚染物質ということでの対策が講じられました。その

内容等につきましては兵庫県のご指導のもと実施をされるということでございました。今回この6月に発表されましたのは期待される効果が一部見られないところについては追加措置をするということで、今現在追加措置がとられておるところでございます、それも兵庫県とよく連絡をされまして、町のほうへも報告がございますので、調査につきましては適切な調査が行われた上で今現在追加措置がとられておるというふうに思っております。

重金属等の取り扱いにつきましても、前回といいますか、当初17年から18年にかけての恒久対策の一つでございますので、掘削の後出されておるというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） カドミウムに対しましてのお答えをいたします。

カドミウムにつきましては例年1月に委員会報告をさせていただいておりますのは、いわゆる玄米調査、食料としての玄米調査として報告させていただいております。

また、カドミウムといいますのはやはりイタイタイ病の原因とされておりまして、俗に言う食料、口に入るという前提の中での基準でございます。そういった中で今回やはり0.4を過去に超えたことのあるようなところとかにつきまして、それと一連の水系であるとか、そういうところにつきまして今回排土客土をやるということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 この対策で実際に安心できる状況が確保できるんですかね。というんは、どっちもや。いや、それはカドミもそうや。トリクロロエチレンよりカドミのほうが深刻かも分らん。というのは、昭和46年に提案説明でもしているように、私も当時よく分かってるんですが、議員になった当初でございますから、京大の災害研究グループが汚

泥を調査をして高濃度のカドミを検出したと、こういうようなことから太子町にも対策協議会ができて、その対策を実施するという事になったわけでありますが、その当時に排土客土が大事やと、こういうふうに言いながら実際は天地返し工法などで対応してきたところがあって今日を迎えておるわけですね。特に、排土客土をやらなかったところであちこちで問題になったりしているわけでありますから、汚泥は1カ所にとどまらずに水とともに下流域へ流れると。運ばれて堆積する可能性がある物質です。本町の町域では今時対策によって以降の心配はなくなるのかどうかということが一つ。それから、下阿曾以南のほうはどうかということ。それから、矢田部、糸井以南の下流域はどうなのかと。

今回でも飛び地に0.4以上のところが出てというようなところも出てきてるんですが、そういうふうに今まで余り想定しなかったようなところで0.4以上になってくると。こういうようなことが出てくるわけですし、堆積している以上は流れて堆積するんですから、水口付近が濃度が高い場合もあります。それから、落としの付近が高いってということもあります。そういうことが学者の中でも言われておりますので、それぞれどうなのかと。

それから、太子町からはあと皆、糸井、矢田部以南もすべて姫路市域になるわけですね。隣接する姫路市域はほっとくのかというような問題も含めて、今回このカドミウム全体の状況を工場の外の部分でも見ないといけないし、工場内にはもうないのかという問題、だから言う 겁니다。重金属、それからトリクロロエチレン等有機塩素系化合物を総点検した上で内在するまだ堆積されているであろう重金属やら塩素系化合物が東芝の中にどれだけ存在するのかというのが出ていく可能性のあるものとして調査を東芝に求めて抜本対策が必要だろうと、こう思うんで言っております。

もう一つは、これまでも東芝が鹿島建設に仕事を出してやっているわけですが、これ

らの土壌を含めたものがどれだけこへ排出をされていくのか、それもしっかりつかんでおらないと、汚染物質が他に持ち込まれるということのないようにも発生源の本町の中でははっきりと位置づけておかないといけなと、こう思うんですが、対策土量がトリクロロエチレンの場合で900立方メートルと言われておるわけですから、それらの水準はどうなるか。

それから、排土客土の汚染土壌がどこでどういうふうにカドミについても処理をされるかははっきりさせておかないといけないと思うんで、それらについても説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） このたびの対象地域といいますのが北側エリアということで、約10万9,000平米の土地についての調査でございます。それについては、重金属並びに有機化合物についてはこの6月に公表された際にこの本町議会の皆様にも全員協議会の席でご説明申し上げたとおりでございます。ほぼまま調査されて一部そういった期待どおりの効果があらわれないところについては今回追加措置ということで、そこから搬出します土等につきましては川崎のほうで処置をされるということをご報告を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

カドミにつきまして工場内ではということですけども、これについてはやはり食料としてのカドミの関係がございますので、私どものほうではちょっと分かりかねます。

それと、今後こういう問題はなくなるのかというご質問ですけども、これについては当然追跡調査といいますか、調査しますけども、基本的に排土客土をした場合にはなくなるというふうには考えております。

それともう一点、以前天地返ししたところについてはカドミは出ているというご指摘のよ

うですけども、天地返ししたとにつつましても当然カドミは検出されておられません。

それと、飛び地ということでございますけども、これもあくまでやはり玄米調査からの結果から出してるわけございまして、ですから玄米調査の中である程度の数値が出てきたということでございます。

それと、姫路市域はどうかということでございますけども、これについてはやはり行政の問題、太子町は太子町の範疇の中でしか動けないんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 一応当たり前の玄米調査やるんやさかいね、それは分かりますよ、玄米調査でしか出てこないから分かりませんと。しかし、私が言よんのは、カドミウムというのはやっぱり沈殿していくから水口付近とか落とし付近では高濃度で、結局それは坪刈りしたりして検査米をとって、どこにどういふふうになっておるかというのは同じ圃場でも全部が一緒でないと、こういうようなことが起こってくるほど水口と落としというところに集中したりするそうです。ほで、今までもそうです、どこでもそうです。だから、玄米調査を徹底して続けない限りそういう安心は買えない、安心は確保できないということにはほんまなります。天地返し工法をやったところでもいろんな形でやっぱり一から天地返しの工法の精度の問題なんかで出てきたりするとも言われている。そういうようなことを含めて、排土客土は一応そこにある汚染土壌全部排除して他から持ってくるわけですから、多分そのおそれはなくなるんだろうと思いますけれども、だから排土客土とかなりかたく固めてしまうような工法もとられたりしているケースもあります。一応排水溝の以南というのは地下水系が、あるいは表流水系があるところについては、その危険もおそれもあるわけですから、住民の不安をなくするというのがまず第1ですので、それらにつ

いてもこの際、以前の46年から今日に至るもいろんな問題があるわけですから、全体的に排水系統の調査を玄米を含めてやっておかないといけないんでないかと、こう思うんで、それは求めておきたいと思います。

それから、姫路はえんやというのは成り立たんのではないですか、いろんなことで。ほんで、この排土客土にかかわる土は、実際はどこへどう持っていった処理すんですかね、これも。だから、川崎に持っていくというても、今何か水でござござしてというようなことまで言われておる、はっきりとこの土量がそこに収納されて処理されたというのはだれかがきちと確認はこれまでしたんですかね。そういうて報告を受けてますということじゃないの。実際90万トンが、900立方メートルがこういうふうに出たなら、それはそのとおりおさまったという検証はだれかするの。これもはっきりしといていただきたいなと思うんですけど。その説明も求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

残土処分いわゆる排土処分ですけども、これにつきましては神戸のほうの永久処分場へ処分する予定でございます。

（桜井公晴議員「どこや」の声あり）

神出。

（桜井公晴議員「神出」の声あり）

神出。神出処分場が何かそういうところへ今のところ予定してると。多分そこへ行くことになるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 搬送の確認でございますが、報告書類でもって確認でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 これから工事が行われたり、これから対策が行われたりするわけですが、ただ東芝のほうも鹿島のほうもほぼ万全だということが万全でないようなことになる

わけですから、やっぱり中にあるもの、今実際に工場の敷地内にあるものについてはしっかり調査をした上で対策しておらないと、いつもこんな問題が出てくるのがあの中ではないかと思うんで、その辺も申し入れしたり、しっかりと対応していただきたいと思います。

それから次に、4番目の行革のあり方についてであります、「広報たいし」の8月号に第3次行革の取り組み概要を掲載をしているわけですが、これの効果額が、先ほど説明がありますように、私は効果額とは思いませんけれども、効果額が11億9,154万円と、こういうふうに大々的に書かれています。その大半は、通告でも示しておりますように、7億8,513万円につきましては住民サービスのカット等、利用料等の引き上げ、あるいは国民健康保険税やら水道料金等の住民負担の拡大によるものであります。住民を犠牲にした行革のあり方と今後の取り組みについて問うわけですが、実際にここでも言っていることは、住民に負担をかけたり犠牲を強いた結果こういうふうになっただけで、片方では、例えば人件費等のところで見ましても、給与の適正化とか定員管理の関係で職員定数の条例では227を187というふうにうたってはいるわけなんですけれども、中身としては委託をしたりいろいろやっている、その相殺関係はここには出ていないわけです。ただ単純にここの効果だけを減りましたよと、その分が他に回りますよってというような言わんばかりのことであります、やはり行政の仕事は、先ほど来言っているような、最少の経費で最大の効果を上げる、だれもが安心して老いられるような地域をつくる住民福祉の向上という点が第一であります。そういう点からカットするようなこと、また負担を拡大するようなことで成果、成果と言われるものではないと思うんですが、その点どうですか。ほで、委託料等に置きかえられたものはどうか。

それから、無駄を省くという点では皮革汚

水前処理場に係る経費なんかの当然のカット、それから会計は別でありまして全体的に太子町が責任持つわけですから、住民福祉の向上は全会計を通じて行うものではないかと、こういうふうにも思います。したがって、中でも無駄の最たるもの、それから入札制度の改善でもうたってはおりますけれども、実質的には効果を生めないような状況である。だから、適切な予定価格に基づいた入札の執行というようなことも手がけていかないと実際の本当の意味の改革っていう括弧がついた改革であると思います。本当の意味の改革は住民が求めているような改革、無駄を省くようなこと、そして住民その他の財源が福祉や暮らしに回っていくこと、それが大事だと思うんです。そういう点から今回の自画自賛しているようなことについて私は批判をするわけですが、その点について見解、所見を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 住民サービスのカット及び住民負担の増とのとらえ方でございますが、これは行政サービスと負担の適正化に努力した結果だととらえております。過去の高度成長期にバブル景気の時代と異なりまして低成長、マイナス成長の時代に陥り、町税等の自主財源が大幅に減少しております。そしてまた、地方交付税等の依存財源も削減が続く状況下におきまして地方自治を存立させていくためには、みずからの責任におきまして社会情勢に柔軟かつ弾力的に対応できるような体質強化が必要となっております。それに加えて、高齢化社会を迎え福祉医療など中心に行政経費が増出する中で、これまでの行政サービスのあり方を見直し、適正な負担を求めていく努力というものがなくては地方自治体は破綻に向かいます。

太子町の今後の行革の取り組みにつきましては、見ていただいていると思いますが、ホームページで公表しているとおりでございます。今後におきます町の歳入において際立った増加は期待できないということでございま

すので、これまで行ってきましたような行政が一丸となって内部コストを抑制するとともに住民皆さんの理解、ご協力を得ながら自主財源の確保など、適正な負担をお願いするとともに第4次行政改革大綱等それぞれの基本的な取り組み状況を書いておりますが、そういったものをさらなる改革に努めていくということでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 コストの削減でも言うわと、もともとこれを計画に示ったんやから、その結果がこういうふうに出さんとあかんと思うけど、そやけども何ぼあるかいな。イベントなんかでも、これは別のことなんだけど、町がやっていたのをもうやめる、そういうようなこと、それから投資的事業の件についても所管とそれぞれ調整を行っての抑制と、それから滞納金の整理の強化などについてもただノウハウをもらって、これは収税を強化したということでの、結局はここで1億1,945万9,000円とあっても、これらにかかった経費の問題もあるわけですから、それも含めたものがなければなりません。それから、国民健康保険税あるいは下水道使用料、水道料金、それぞれを見直して、国保なんかについては2億2,000万円ほど、それから下水道でも1,700万円、水道でも今年度からの関係で1,600万円。そういうふうなことと各種団体等の補助金等の見直しでもいろいろ制度を整理することの必要性は私も分かりますが、それぞれ住民を犠牲にして成り立っていくものを成果と見るようなことではないと。ほんで、今回の決算でも出ておりますように、水道でも7億円の全体資金があるわけですから、そういう中でなぜ必要かっていうような問題も当然出てくるわけでありまして。それやら、一方において一つのケースとして人件費等組織内の効率化が図れた項目として挙げられているようなものでも、幼稚園の統廃合でも利便が悪くなったところも出てきてるわけですから、相殺される部分はたくさんあるんですね。それから、特別職、一般職の給与の

問題でも特別職は一たんはカットをしながらもとに戻すようなことがあって、実際の経費節減に結びついていないこと。それから、先ほど言いましたように、もっと手をかけていかなければならないのは入札制度であったりするわけです。もう本当に無駄を省く、経費を節減するというのは大型はやっぱり入札の関係、これは委託料にも絡んでまいります。そういうものが出てくるわけですから、これらを適正な価格で発注できるような形を取り入れない限りだめだと思います。そういう点の工夫があって初めてそれこそ成果と言えるんですけど、住民に負担をかぶせたのは成果なんて言うて威張ってもらったら困りますから、そういう点では言っておきたいと思えます。それから、委託料に置きかえられた部分もいっぱいありますね。それらは計算されないといけないと思うんですが、そういう点と。それから、大きな無駄の中には皮革前処理場なんかに係る経費の問題があります。

それと、私は何で言いたいのかというたら、先ほども言いましたように、会計は別であってもすべての会計は太子町が責任を持って運営するんだと。そういうことの上から見れば、それぞれが一般会計が繰り出しておるように、一般会計が全体を見ていくというのは普通の太子町の業務としては普通のことです。そういう中で全体を見るというのは、今回の会計法の面では健全化比率ということなどで出ておりますけども、すべてが太子町の業務ですから、太子町の業務でどこをバランスよく見ていくか、ほいで住民が安心して暮らせるような条件をつくるかという点の行政を執行するということの必要性を私は今なおより一層大事なことであると思ってるんです。そういう点から今回のこのような成果、成果というて出される問題に憤りを感じるわけです。もっと住民の暮らしをしっかりと考えた上で、どこをどう絞るべきやというところを手がけているんなら私も絶賛しますが、こんな犠牲にした上で成果と言われることだけは行革の名を使ってもらうものではな

いと、けしからん話やと思ってますんで言ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） この行革の効果額といいますのは、国によって決められたその効果の出し方がございます。これはホームページのほうでも公表してると思いますが、ここで取り上げてる効果額というのは行政改革を取り組むことによって生み出される財源のことであります。つまり、経費削減の項目であれば行革を実施していなかったら従来どおり使ってしまったお金、財源確保の項目であれば行革を実施したために新たに得られたお金ということでありまして、町の行財政運営にどのくらい有益になったかといったものを効果額という言い方であらわすということでございます。桜井議員のおっしゃるとおり、確かにそういった部分もございますが、これは一つのどこの市町も同じようなやり方でもって効果額を出しております。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 いやいや、姫路市が96億円とか、そんなこと言うとなん、僕も分かりますわ。しかし、そういうふうに言えば言うほど行政はどないしたったんですかと言われる。当たり前のことです。身を削るということがどこまでされてるんかというようなことまで出てくるわけですね。

ほで一方で、住民いじめのことがいっぱいサービスから、税から、利用料から引き上げられますと住民いじめ、その結果が、いわゆる行革という名も、実際そうでしょう、住民に負担を強いる、そやから太子町の場合でも、先に言いましたように、66%がそうじゃないですか、中身は。みんな住民に負担転嫁した内容ですやん。

○議長（北川嘉明） 桜井議員、質問中ですが、あと2分です。

○桜井公晴議員 だから、そういう、2分。今10分、さっき10分言うたんちゃうん。

（「さっき8分」の声あり）

そうかい。10分と聞いとったんや。

これは、あと決算もありますので後で言いますけど。

それから、次に移ります。ちょっと聞き違いが大きなことになりますので。

第5の質問は、給食センターの洗剤混入事件の責任と処分につきまして、先の議会ではこの事件に関します責任について当局が提案しました教育長らに対する処分のあり方、教育長の給与10%を1カ月減額の条例改正、これについては処分が軽過ぎるということで議会は否決をしたわけです。当然給食センターの運営管理責任というのは重大であります。そういう点からもその後の教育委員会の取り組みと今後の対応ははっきり説明を求めておきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 給食センターに係る洗剤混入事件の責任と処分についてでございます。

洗剤混入事件に係る関係者の処分として、教育委員会としてはこの事件に対しまして処分決定をしたところでございますが、先の議会で否決されたことにつきましては教育委員会として重大なこととして受けとめております。

教育委員会といたしましては適正な懲戒処分であると判断いたしておりますので、今後の対応につきましては教育委員会の中で引き続き協議し対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 適正やったら再議に付すぐらいのことやらんかいな。何にもせんとあのとときさっと終わっというて、ほいで何をしとんかということや。やっぱりほいであと教育委員会何をしとんかというて私聞いとんや。ちゃんとした処分をしないといけないじゃないですか。どうですか。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育委員会としましては、6月30日、定例の教育委員会で議会

で否決されたことについては報告をいたしました。7月の定例議会では議会の議事録を見て検討してみようということで継続になっております。

また、8月25日では議会の議事録を提示しまして、それとまた特別委員会の会議録も提示を求められておりますのでお見せし、またこれは少し内容を見てからということで継続ということでございまして、引き続き協議しているということでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 9月議会に当然出さなあかんわな、当たり前のこと、少なくとも。長はどない思うとんですか。長も人事含めて管理責任ありますよ、施設ですから。どうなんですか、どちらも。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 私どもも1度この件については提案もさせていただいております。その中での議会での否決というようなことで、今現在教育委員会に戻して対応をさせていただいておるところでございます。

以上です。

（桜井公晴議員「何で9月に出さなかったん。今もさもさもさもさしとうや

ないかいというて私は言よんや。9月の議会やで、今」の声あり）

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 繰り返しになりますが、8月25日、今言いましたとおり、議会の議事録を見て、また特別委員会でいろいろと協議されとるその内容も知りたいということで求められましたので、その内容を見て検討する、協議していこうということで継続でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井議員。

○桜井公晴議員 あと、決算の中でもたします。

終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月11日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午後2時21分）